

AICHI GUARANTEE REPORT

2021

愛知県信用保証協会レポート2021

あなたの事業を全力でサポート



ごあいさつ

平素は、愛知県信用保証協会の信用保証業務につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

信用保証協会は、中小企業・小規模事業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際、その保証人となり借入れをスムーズにする公的機関であります。

信用保証を通じて、中小企業・小規模事業者を金融の側面から支援することにより、経営の安定と発展に寄与することを目的としています。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響による中小企業・小規模事業者の緊急的な資金需要につきましては、金融機関とも連携しながら、迅速かつ柔軟な対応に努めてまいりました。今後は、様々な課題を抱えることとなった中小企業・小規模事業者に寄り添い、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えていくための、金融支援と経営支援の一体的な取組に一層力を入れてまいります。

本協会の業務内容、運営状況について一層のご理解をいただきたく、本誌「愛知県信用保証協会レポート2021」を発行いたしました。

本誌を通じて、多くのみなさまに信用保証協会に対する認識を深めていただき、信用保証制度の有効な活用にお役立ていただければ幸いと存じます。

今後とも、中小企業金融の円滑化を通じて、地域経済活性化のお役に立つよう全力で業務運営にあたってまいりますので、引き続きみなさまのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



理事長 石原 君雄

CONTENTS

▶ 協会のあゆみ	2
▶ 経営計画	4
▶ 信用補完制度のしくみ	6
▶ 信用保証の概要	8
▶ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援	12
▶ ライフステージに応じた支援	14
▶ 身近で、頼りにされる公的機関を目指して	22
▶ SDGs・地方創生への取組	24
▶ 広報活動	28
▶ 信用保証の利用度	30
▶ 信用保証の実績	31
▶ 令和2年度決算	36
▶ 個人情報保護宣言	40
▶ コンプライアンス態勢	42
▶ 役員・機構図	44
▶ 窓口	45

地域とともに歩む公的機関として

愛知県信用保証協会は、愛知県内における中小企業・小規模事業者の金融の円滑化に取り組むため、昭和23年9月に発足しました。

戦後の復興期から現在に至るまで、中小企業金融に大きな影響を及ぼす幾多の出来事がありましたが、その時々々の経済施策に呼応した取組により中小企業・小規模事業者の事業の成長を支えるべく努めてまいりました。

最近では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者のセーフティネット機能を果たすべく尽力しています。また、様々な保証制度を活用した金融支援の他、創業支援・経営支援・再生支援等にも取り組んでいます。経営者の高齢化や後継者不足などにより、やむを得ず休廃業を選択する場合もあり、円滑な事業承継のための支援にも力を入れています。

今後も、中小企業・小規模事業者のニーズにきめ細かく対応し、地域経済の活性化や地方創生に貢献できるよう、中小企業施策の一翼を担う公的機関としての使命を果たすべく邁進してまいります。



信用保証協会事業の基本理念

信用保証協会は、

事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。



沿革

- 昭和23年 9月 ○ 社団法人愛知県商工信用保証協会設立許可
- 昭和25年 3月 ○ 社団法人から財団法人へ
- 昭和29年 6月 ○ 財団法人から認可法人へ 名称 愛知県信用保証協会
- 昭和33年 5月 ○ 三河分室(現 西三河支店)設置
- 昭和38年 4月 ○ 東三河出張所(後に東三河支所、現 東三河支店)設置
- 昭和57年 6月 ○ 金山支所設置
- 平成11年11月 ○ 本所事務所移転、金山支所統合 所在地 名古屋市中村区椿町7番9号
- 平成15年10月 ○ 東三河支所移転 所在地 豊橋市大橋通2丁目125番地
- 平成17年 4月 ○ 「本所」、「支所」を「本店」、「支店」に呼称変更
- 令和 2年 2月 ○ 西三河支店移転 所在地 岡崎市上明大寺町2丁目13番地



キャラクター紹介

- 名前 えじねこ
- 生息地 椿町界隈
- 特技 商売繁盛などの幸福を招くこと
- チャームポイント AGマークをかたどった肉球 (AG=Aichi Guarantee)

第6次中期事業計画 令和3年度～令和5年度

本協会は、持続可能な社会を実現するための開発目標(SDGs)を念頭に、地域経済の主たる原動力である中小企業・小規模事業者(以下「事業者」といいます。)が新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」といいます。)の影響を乗り越え、ライフステージにおける様々な課題に対応していくため、金融機関及び地方公共団体や中小企業支援機関等との適切な連携、役割分担により、きめ細かな金融支援や経営支援による生産性の向上、円滑な事業承継等の様々な企業支援に取り組み、地域経済の発展に貢献していくことで、地域から必要とされ続ける信用保証協会を目指します。

このため、令和3年度から令和5年度までの3か年間における業務運営上の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組みます。

- ① 事業者の経営改善・生産性向上に向けた金融支援と経営支援の一体的実施
- ② 事業者の経営改善・事業再生に向けた経営支援の推進
- ③ 創業支援の充実、円滑な事業承継への取組強化
- ④ 顧客の状況に応じた管理、回収の取組
- ⑤ 地方創生等への貢献を果たすための取組の推進
- ⑥ コンプライアンスの徹底
- ⑦ 業務改善の推進

令和3年度経営計画

業務環境

1.愛知県の景気動向

本県の景気は、コロナの影響により、サービス業など一部に厳しい状況がみられますが、自動車関連等の生産活動を中心に持ち直しの動きが続いています。
先行きについては、国内外でコロナへの警戒感が残る中、為替など金融市場の動向を含め、今後の景気情勢を注視していく必要があります。

2.中小企業を取り巻く環境

県内の事業者の景況は、引き続き厳しい状況にあります。コロナの影響は長期に及んでいますので、その影響を中心に、事業者が抱える課題をきめ細かに把握し、金融支援と経営支援を一体的に取り組んでいく必要があります。
また、経営者の高齢化や後継者不足などにより事業承継が進まない企業に対して、きめ細かな対応をしていく必要があります。

業務運営方針

本協会は、本業を通じて、SDGs達成に向けた取組を推進し、地域経済の発展とともに社会に貢献していくことで、地域から必要とされ続ける信用保証協会を目指します。
これを実現するため、事業者におけるコロナによる影響を踏まえつつその事業性を評価し、ライフステージの様々な局面で必要とする支援を金融と経営の両面から適時適切に行い、事業者が抱えるひとつひとつの課題に対しきめ細かに対応します。
また、金融機関や中小企業支援機関と一層連携することでハブ機能を強化し、協働することで、事業者の経営改善・生産性向上や円滑な事業承継を促進していきます。
そのため、次の課題に重点的に取り組みます。

1.事業者のニーズに応じた適正保証の推進

事業者が抱えるひとつひとつの課題にきめ細かく対応するため、創業期や小規模事業者等の構造的に変化の影響を受けやすい事業者向けの保証制度から、成長期等のライフステージに応じた保証制度まで、バリエーションに富んだメニュー構成を実現するとともに、事業者のニーズを的確に把握し、ニーズに応じた保証制度の利用を推進します。また、これを実現していくため、関係者の声を商品開発に活かすとともに、政策保証としての地方公共団体融資制度保証の利便性向上に努めます。
経営者保証ガイドラインについては、その趣旨に則り、金融機関と連携・協力しつつ、適切に対応します。

2.金融支援から経営支援につなげる取組の推進

コロナの影響によって、売上の減少、借入の増加、業態変更への挑戦等、様々な課題に向き合うこととなる事業者に対して、金融機関と連携し、現況把握に努め、本協会による経営支援の必要性が高い先については、面談活動により、事業者のニーズを把握し、必要な経営支援の取組を推進していきます。

3.金融機関との連携深化

金融と経営の両面からライフステージに応じた適時適切な支援を行うため、事業者に対する金融機関の支援方針に着眼し、金融機関との適切なリスク分担に関する認識の共有を深化させるとともに、金融機関との建設的な対話をさらに進展させるなど連携強化を図ります。
また、対話の結果に基づき、新たな保証制度の創設や既存保証制度の見直しについて検討します。

4.小規模事業者に対する金融支援の充実

信用保証を通じた金融サービスへのアクセスを改善し、小規模事業者の経営の安定や成長を促します。具体的には、地域に根差す商工会議所・商工会等の中小企業支援機関と連携し、保証制度等の周知を図るとともに、緊密に情報交換を行い、協働して経営課題の解決に努めます。

5.金融機関と連携した条件変更先の現況把握と適切な金融支援や経営支援

返済緩和については事業者の実情に応じた配慮を行います。また、条件変更先に対しては金融機関と連携して現況把握に努め、本協会による経営支援の必要性が高い先に対しては、能動的な面談活動を実施し、実情に応じたきめ細かな対応をします。特に、事業承継時等においては、経営者保証ガイドラインの特別の趣旨を踏まえ、適切に対応します。

6.コロナの影響下における正常化支援・再生支援の強化

コロナによる影響は様々であることから、経営改善の可能性が高い返済緩和先については、現況把握に努め、改善計画等の実効性を見極めつつ、金融機関と連携し、借換保証による正常化支援に積極的に取り組みます。また、金融機関間での調整を要する先については、経営サポート会議の開催等を通じて、各金融機関と支援方針の共有を図るとともに、経営改善の取組を後押しします。
再生局面においては、事業継続性を判断し、愛知県中小企業再生支援協議会等と協力することで、事業再生に向けた取組を支援します。

7.コロナの影響下における積極的な経営支援と実効性向上のための方策の検討

コロナの影響により、様々な経営課題を抱える多くの事業者に対して、金融機関からのモニタリング情報を活用しつつ、積極的な経営支援に取り組みます。
特に、経営改善に対して意欲がある事業者に対し、「ローカルベンチマーク策定支援チーム アイビー」による事業の「見える化」の支援、専門家派遣による企業診断及び経営改善計画の策定支援等を行います。
また、生産性の向上、事業承継等様々な経営課題を抱える事業者に対し、伴走的なきめ細かな支援をします。
さらに、県内各地域の実情に則したきめ細かな支援を行うため、金融機関、商工会議所等とネットワークを形成し、連携して支援する仕組み作りを行います。
加えて、経営支援の実効性を高めるため、経営支援に関する様々なデータを蓄積し、検証を進めます。

8.円滑な事業承継の促進

後継者不在に問題を抱えている事業者に対し、円滑な事業承継を促進するため、中小企業支援機関と連携した事業承継セミナーの開催、事業承継に関するアンケートを実施し、事業者のニーズの把握に努め、専門家派遣の実施や事業承継支援を担う中小企業支援機関への引継ぎを行うことで、具体的な取組をサポートしていきます。
特に、経営者保証が事業承継の妨げとなっている場合は、事業承継特別保証を提案するなどして、円滑な事業承継支援を後押しします。
また、取組を進めるにあたっては、ワンストップ相談窓口となる「事業承継サポートデスク」がハブ機能を発揮し、事業承継支援に関わる関係機関がそれぞれの長をを活かした効果的な連携を図る「事業承継トータルサポートあいちモデル」を発信していきます。

9.創業支援・小規模事業者に対する支援の充実

創業期の各ステージ(創業前・創業時・創業後)で必要とする支援の充実を図るため、創業希望者に対する創業支援セミナー等を開催するとともに、中小企業支援機関等が実施する創業スクール等へも積極的に協力します。また、保証を利用した創業者に対しては、フォローアップ等の伴走支援を行うことで、創業後の経営安定に寄与します。さらに、女性創業者に対しては、女性職員で構成する「女性創業者支援チーム アイリス」による、同性ならではの視点を活用したきめ細かな支援に取り組みます。
また、小規模事業者の支援の充実を図るため、金融機関や関係機関と協働しながら、適時適切な金融支援・経営支援に取り組みます。

保証承諾等の見通し

令和3年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は、次のとおりです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	4,450億円	106.0%
保証債務残高	2兆2,880億円	215.8%
代位弁済	150億円	100.0%
回収	30億円	83.3%

信用補完制度とは

中小企業・小規模事業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際、協会が保証人となって借入れをスムーズにし、事業の成長を金融の側面から支援する制度が信用保証制度です。

この制度を強固なものとするために信用保険制度があります。信用保険制度は、保証債務の履行(代位弁済)という協会のリスクを政府全額出資の株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」といいます。)の保険によってカバーする制度です。

2つの制度を総称して信用補完制度といいます。

信用補完制度のしくみは、次のとおりです。

信用保証制度

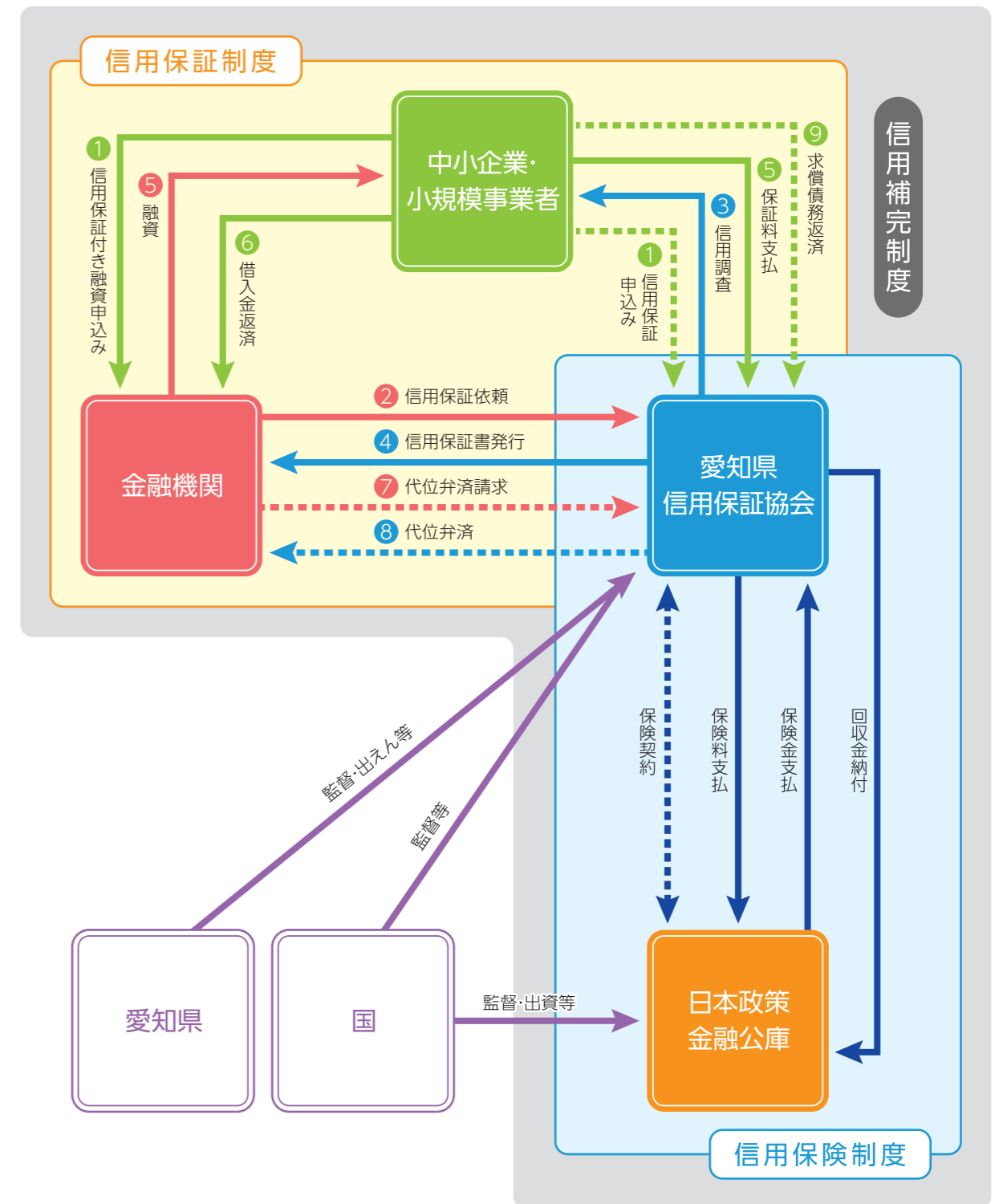
- 1 中小企業・小規模事業者は、金融機関に信用保証委託申込書により申込みをします。なお、協会へ直接保証申込みをすることもできます。一部の保証制度においては、愛知県内の市町村の商工担当課、商工会議所・商工会・愛知県商工会連合会でも申込みをすることができます。
- 2 金融機関は、協会に信用保証の依頼をします。
- 3 協会は、中小企業・小規模事業者に対して信用調査をします。
- 4 協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めた場合は保証を引き受けし、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- 5 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業・小規模事業者に融資をします。
- 6 中小企業・小規模事業者は、金融機関を通じて所定の保証料を協会へ支払います。
- 7 中小企業・小規模事業者は、借入契約にしたがって金融機関へ借入金を返済します。
- 8 万一、中小企業・小規模事業者が倒産等によって借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は協会に対して残債務の支払いを請求します。
- 9 協会は、**7**の請求に基づき、中小企業・小規模事業者に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。これを代位弁済といいます。
- 10 協会は、中小企業・小規模事業者に対する求償権を得て債権者となり、中小企業・小規模事業者は、協会に対して求償債務を返済することとなります。

信用保険制度

協会が中小企業・小規模事業者の保証委託申込みに応じて保証を承諾し、金融機関から融資が実行されると、中小企業・小規模事業者の資格、借入金の使途、保証金額等一定の要件を備えた保証については原則として、中小企業信用保険法に基づく信用保険に付保されるしくみになっています。これを包括保証保険制度といいます。この場合、協会は保険の種類ごとに定められた保険料を公庫に支払うことになっています。

協会の保証によって融資を受けた中小企業・小規模事業者が、所定期限までに金融機関へ借入金の返済を行わない場合、その事実が金融機関から協会に通知され、協会は中小企業・小規模事業者に代わって金融機関に弁済します。

この代位弁済が信用保険上の保険事故であり、この代位弁済額の70～90% (この率を保険填補率といいます。)を保険金として公庫から協会が受領します。協会はこの保険金を受領後、中小企業・小規模事業者から回収のつど、その回収金を保険填補率に応じて公庫に納付します。



信用保証の概要 (令和3年6月1日現在)

信用保証の対象となるかた

法人の場合は本店*1または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居*2または事業所のいずれかを愛知県内に有し、事業を営んでいる個人事業者、会社、医業を主たる事業とする法人(以下「医療法人等」といいます。)、特定非営利活動法人(NPO法人)で次表の条件に該当するかた、中小企業等協同組合などです。

★これから事業をはじめるかたを対象とした保証制度もあります。
※1 本店とは、単なる登記上の所在地というだけでなく、事業実態があることが必要です。
※2 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

小売業 (飲食店を含みます。)	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員50人以下
サービス業	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員100人以下
卸売業	資本金1億円以下または 常時使用の従業員100人以下
製造業等	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
医療法人等	常時使用の従業員300人以下

(注) 旅行業については、製造業等と同様の基準となります。

ただし、個人事業者または会社であって、次の業種については、次のとおりです。

ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除きます。)	資本金3億円以下または 常時使用の従業員900人以下
ソフトウェア業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
情報処理サービス業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
旅館業	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員200人以下

(注1) 会社とは、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社(特例有限会社を含みます。)および土業を規定する法律に基づく法人です。
(注2) 資本金が制限を超えている会社で、従業員数が制限の90%を超えている場合は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(控え)」等の写しが必要です。
(注3) 組合の場合は当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいることが必要です。

営んでいる業種や組織形態等によっては、信用保証の対象とならない場合があります。ここではその主なものを記載しています。

【業種等】
農業(一部の保証制度を除きます。)、林業、漁業、一部の遊興娯楽業、一部の金融業、学校法人、宗教法人、非営利団体(医療法人等およびNPO法人を除きます。)等、その他本協会が支援するのは難しいと判断した業態です。

【その他】
① 許可等を要する事業を営むかたで、許可等を受けていないかた
② 税金を滞納し、完納の見通しが立たないかた
③ 手形、小切手について不渡りがあるかたおよび銀行取引停止処分を受けているかた(法人の場合は、代表者を含みます。第1回不渡り発生後、6か月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。)
④ 電子記録債権について支払不能があるかたおよび取引停止処分を受けているかた(法人の場合は、代表者を含みます。第1回支払不能発生後、6か月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。)
⑤ 協会の代位弁済先で、求償債務が残っているかた(求償権消滅保証の対象となるかたを除きます。)
⑥ 借入れについて、返済を延滞しているかた
⑦ 休眠会社
⑧ 会社更生、民事再生等法的整理または私的整理手続中(申立中を含みます。)のかた(事業再生保証の対象となるかたを除きます。)
⑨ 保証申込みについて、金融斡旋屋等の第三者が介在しているかた

暴力団等の反社会的勢力とは、取引いたしません。
反社会的勢力との関係遮断への取組強化の一環として、保証申込みに際し、提出していただく信用保証委託契約書に、「反社会的勢力排除条項」を導入しています。

資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金であり、生活資金、住宅資金、投機資金等にはご利用いただけません。また、原則として、旧債振替資金にはご利用いただけません。

保証金額の最高限度

個人事業者・会社・医療法人等・ 特定非営利活動法人(NPO法人)	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

(注1) このほかに、経営安定関連保証(セーフティネット保証)等の別枠保証もあります。
(注2) 他協会を利用されているかたは、合算した額が限度額以内であることが必要です。
(注3) 他の保証との合算限度が設けられている制度があります。

保証期間

運転資金	無担保の場合	10年以内
	有担保の場合	15年以内
設備資金	無担保の場合	15年以内 (ただし、10年超は 法定耐用年数の範囲内)
	有担保の場合	20年以内

(注) 保証制度によって、保証期間が異なります。

担保

原則として、保証合計額が8,000万円を超える場合または保証期間が10年を超える場合に、愛知県内所在の不動産、有価証券などの担保が必要です。

(注) 保証合計額が8,000万円以下であっても、担保が必要となる場合があります。

責任共有制度

責任共有制度は、信用保証付き融資について、協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業・小規模事業者を支援することを目的としています。

負担割合

原則として、協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。

責任共有制度の対象

原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。

【対象から除外される主な制度】

- 経営安定関連保証(セーフティネット保証) 1号~4号、6号にかかる保証
- 危機関連保証
- 災害関係保証
- 創業関連保証、創業等関連保証
- 小口零細企業保証

連帯保証人

原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。なお、本協会では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に則り、適切に対応しており、以下の要件や法人と経営者との関係の分離状況等を踏まえて、経営者保証を不要として取り扱う運用を行っています。

【金融機関連携型】

申込金融機関が、信用保証の付かない融資（「プロパー融資」といいます。）について経営者保証を不要としている場合であって、債務超過でなく赤字でない等の要件を満たしている場合

【財務型】

「財務要件型無保証人保証※」を利用する場合
※自己資本比率20%以上等、一定の財務要件があります。

【担保型】 企業または経営者本人が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合

経営者保証に関するガイドラインの活用実績（令和2年度）

保証承諾件数（うち無保証人での承諾件数）
無保証人での承諾割合33.4%

105,008件
(35,103件)

既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数

324件

「経営者保証に関するガイドライン」により保証債務整理を成立させた件数

49件

【代表者交代時の既存の保証付き融資についての対応】

旧代表者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数

58件

旧代表者との保証契約を解除する一方、新代表者との保証契約を締結した件数

537件

旧代表者との保証契約は解除しなかったが、新代表者との保証契約は締結しなかった件数

1,113件

旧代表者との保証契約を解除せず、かつ、新代表者との保証契約を締結した件数

7件

事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則

「事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則」では、円滑な事業承継の促進のため、経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、原則として前経営者、後継者の双方からの二重徴求を行わないことなどが明記されています。本協会では本特則に即した適切な対応を行うとともに、金融機関への積極的な周知活動を実施しています。

保証料

協会の保証によって融資を受けた中小企業・小規模事業者には、保証利用の対価として保証料をお支払いいただきます。

保証料は、公庫に支払う保険料、代位弁済に伴う損失の補てん、経費等信用補完制度を運用するうえで必要な費用に充当しています。

保証料率の体系について

保証料率は、中小企業・小規模事業者の財務状況等に応じ、9段階に区分された弾力料率体系が適用されます。例外として、経営安定関連保証（セーフティネット保証）等一部の保証には、一律の保証料率が適用されます。

（単位 年率%）

弾力料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有制度対象制度 （割引根保証 当座貸越（貸付専用型）根保証 事業者カードローン当座貸越根保証等）	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有制度対象外制度	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

（注1）保証料率は、貸付金額に対する年率です。

（注2）本協会独自の保証制度、愛知県融資制度保証については、上記保証料率より低く設定されています。

保証料率区分は、財務以外の要因も加味して決定します。

保証料率区分は、中小企業信用リスク情報データベース（CRD）により決算内容を評価し、一定の定性要因（非財務要因）を加味して、決定されます。CRDは、中小企業に関するデータベースとしては日本最大の規模です。*

※出所：一般社団法人CRD協会ホームページ

保証料率の割引について

有担保保証に対する割引

弾力料率が適用される保証および一部保証制度において、不動産等の担保をご提供いただく場合は、保証料率を0.10%割り引きます。

会計参与設置会社に対する割引

一部の保証制度を除き、会計参与を設置している会社の場合は、保証料率を0.10%割り引きます。

特例承継計画に基づく割引（事業承継応援割引）

特例承継計画を策定し、一定の要件を満たす会社の場合は、保証料率を0.10%割り引きます。ただし、割引は推進保証、協調推進保証（同時実行型、ストック型）、認定支援税理士連携推進保証、長期一括保証に限りません。

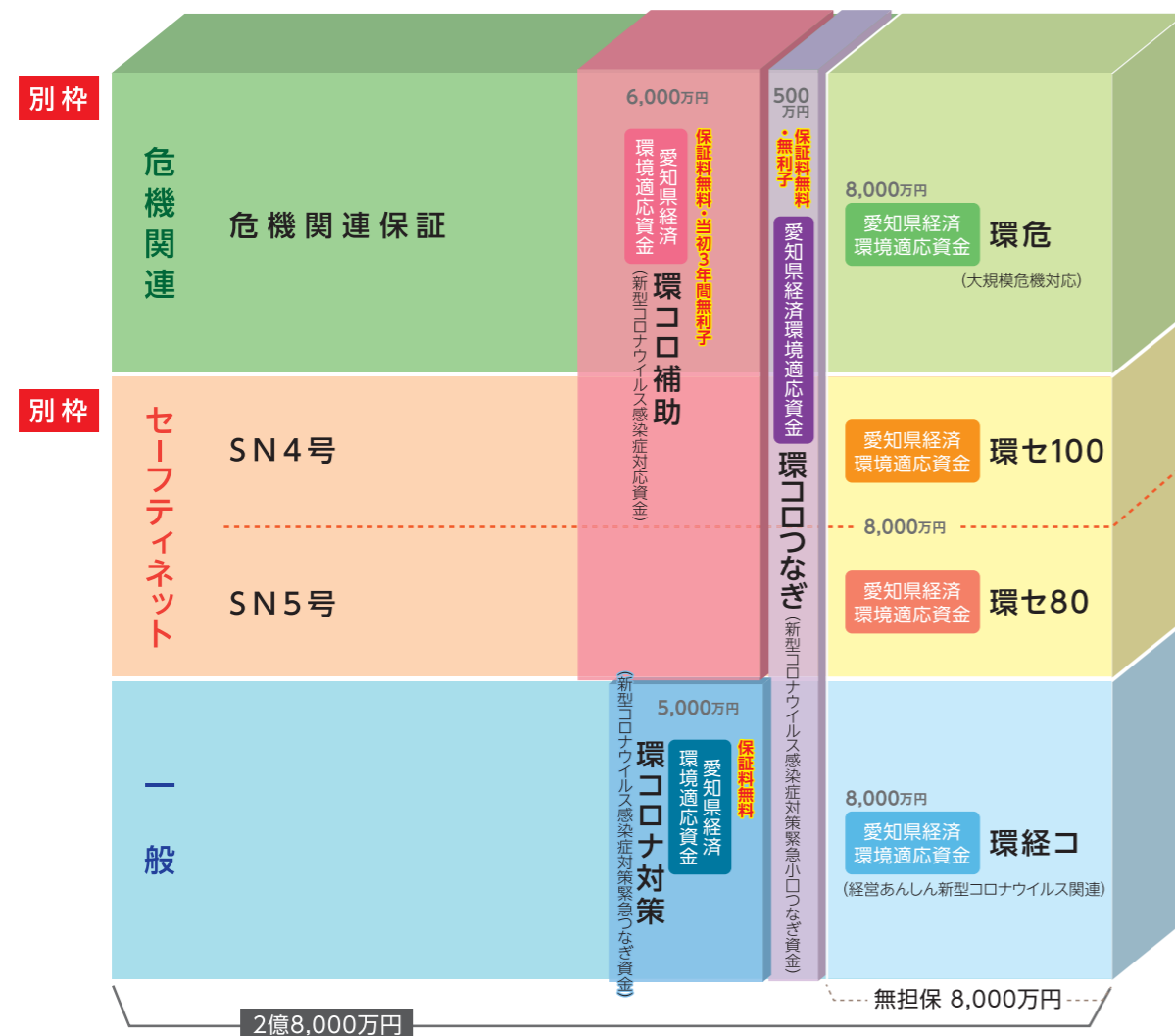
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援

本協会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者の相談に応じるため、令和2年1月29日に本協会本・支店に「経営相談窓口」を設置しました。また、資金繰り支援として、経営安定関連保証（セーフティネット保証）、危機関連保証に加え、愛知県と連携した「愛知県融資制度経済環境適応資金 新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金」、信用保証料・利子減免に係る保証制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」などを実施し、中小企業・小規模事業者の資金ニーズに迅速かつきめ細かに対応し、中小企業金融のセーフティネット機能の発揮に努めています。

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症による様々な影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、金融支援と経営支援の一体的な支援に全力で取り組んでいきます。

令和2年度に実施した 新型コロナウイルス感染症に関連する保証制度

3階建ての信用保証枠で、中小企業の方々を全力サポート！



1. 資金繰り支援の変遷

日付	概要
令和2年2月18日	「愛知県融資制度経済環境適応資金サポート資金 経営あんしん」の要件緩和（環経コ）※1
令和2年3月2日	セーフティネット保証4号の発動（全ての都道府県を対象地域に指定）
令和2年3月6日	セーフティネット保証5号の対象業種追加（その後も随時追加）
令和2年3月9日	「愛知県融資制度経済環境適応資金 新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金（環コロナ対策）」取扱い開始 ※2
令和2年3月13日	危機関連保証の発動
令和2年5月1日	●「愛知県融資制度経済環境適応資金 新型コロナウイルス感染症対応資金（環コロ補助）」取扱い開始 ※1 ●セーフティネット保証5号の対象業種的全業種指定
令和2年5月15日	保証対象業種の拡大
令和2年5月18日	「愛知県融資制度経済環境適応資金 新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金（環コロつなぎ）」取扱い開始 ※3
令和2年6月23日	「愛知県融資制度経済環境適応資金 新型コロナウイルス感染症対応資金（環コロ補助）」の限度額引上げ（3千万円→4千万円）※1
令和3年2月2日	「愛知県融資制度経済環境適応資金 新型コロナウイルス感染症対応資金（環コロ補助）」の限度額引上げ（4千万円→6千万円）※1

※1 令和3年3月31日取扱い終了 ※2 令和2年8月31日取扱い終了 ※3 令和2年12月31日取扱い終了

2. コロナ関連保証の承諾実績（令和3年3月末日時点）

（単位：百万円）

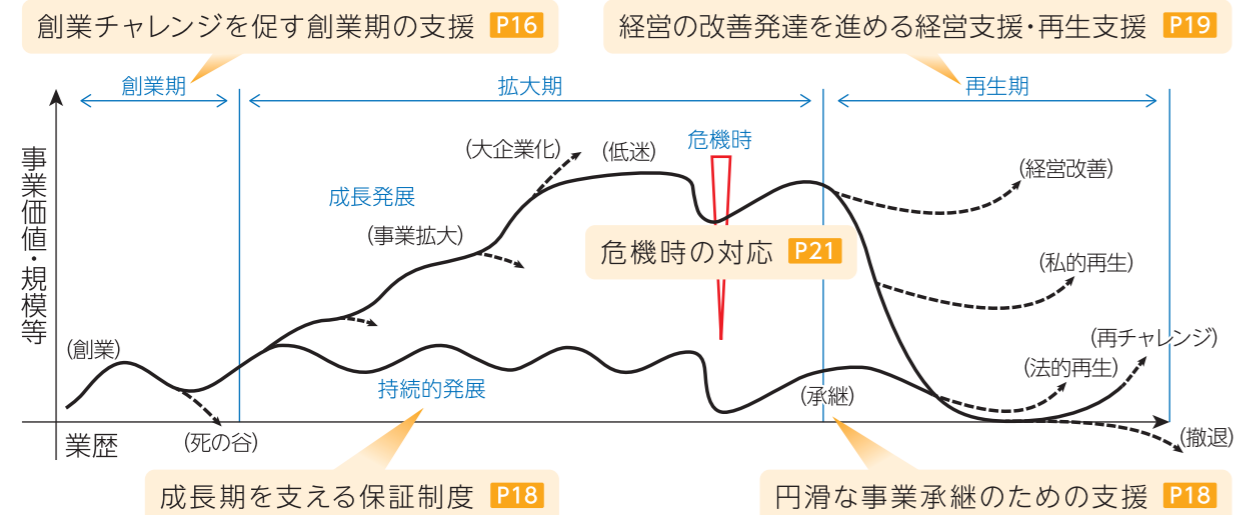
コロナ関連保証		「環コロ補助」		「環コロナ対策」		「環コロつなぎ」	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
101,889	1,847,261	83,632	1,401,673	6,434	118,316	2,950	13,674

《集計条件》 令和3年3月末時点の保証承諾件数および金額。
ただし、「環コロナ対策」を令和2年3月9日を集計の起点とする等、コロナ関連保証は取扱開始（対象化）の時期を起点としている。

3. 支援体制の強化

- 相談窓口の強化**
 - 令和2年1月29日 経営相談窓口設置
 - 令和2年3月7日 休日電話相談の開始
 - 令和2年3月28日 休日窓口相談の開始（事前予約制）
- 内部態勢の強化**
 - 他部門から保証部門への応援や休日出勤による迅速な対応
- 広報の強化**（事業者目線での情報発信）
 - 保証制度概要をまとめたリーフレットの作成
 - ホームページでの最新情報の発信
 - 県内自治体による補助一覧の作成

信用補完制度は、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支える重要な制度です。中小企業・小規模事業者がライフステージごとの局面で必要とする多様な資金需要に一層きめ細かく対応できるよう、金融機関や支援機関等と連携を図りながら、様々な支援を行っています。



金融機関との連携強化

中小企業・小規模事業者の経営の改善発達を一層進めるため、金融機関と連携して中小企業・小規模事業者への経営支援の強化に努めています。

金融機関との積極的な情報交換

信用保証業務を円滑に運営するためには、金融機関との連携が不可欠です。金融機関とより一層連携を図り、中小企業支援につなげていくため、日頃から積極的な情報交換を行っています。

また、金融機関本・母店を対象とした意見交換会も地域に分かれて4回開催し、中小企業庁から公表された資料に基づく連携強化策のほか、経営者保証ガイドラインに則った支援対応、経営支援分野における連携等について意見交換を行いました。

その他、オンラインで若手行職員に限定した説明会や、特色のある保証制度についての説明会など、各金融機関のニーズに応じた「オーダーメイド型」の説明会も開催しています。

意見交換会開催日・参加機関

- 令和2年11月25日 3地方銀行
愛知銀行 名古屋銀行 中京銀行
- 令和3年1月26日 名古屋、尾張・知多地区8信用金庫(オンライン開催)
愛知信用金庫 いちい信用金庫 瀬戸信用金庫 半田信用金庫 知多信用金庫
尾西信用金庫 中日信用金庫 東春信用金庫
- 令和3年3月11日 西三河地区4信用金庫、1信用組合(オンライン開催)
岡崎信用金庫 豊田信用金庫 碧海信用金庫 西尾信用金庫 愛知県中央信用組合
- 令和3年3月18日 東三河地区3信用金庫、1信用組合(オンライン開催)
豊橋信用金庫 豊川信用金庫 蒲郡信用金庫 豊橋商工信用組合

地元金融機関との協力

名古屋銀行との連携

令和3年3月22日に相互の経営資源を活用し、各種施策および情報提供等の各分野における協力を円滑にし、地域経済の活性化と発展の促進を図ることを目的に「地方創生及び地域産業の発展に向けた連携に関する覚書」を名古屋銀行と締結しました。



連携の第一段として、コロナを乗り越えるための基盤づくりのサポートを行うプロパー融資と協調し、金融支援と経営支援を一体的に支援していく「Beyond協調推進保証」を創設しました。

金融機関連携保証

- 平成30年5月 長期事業サポート保証 西尾信用金庫
地域貢献の観点や事業性評価等を活用した円滑な資金供給や経営改善・再生支援
- 平成30年9月 東三河3信金地域応援保証 豊橋信用金庫 豊川信用金庫 蒲郡信用金庫
経営改善に積極的な中小企業・小規模事業者の支援
- 令和元年7月 しんきんACTION保証
愛知信用金庫 中日信用金庫 東春信用金庫 半田信用金庫 碧海信用金庫
尾西信用金庫 豊田信用金庫
SDB(しんきん信用リスクデータベース)を活用した迅速な資金供給およびモニタリング等による事業者支援

ファンドへの出資

ファンドへの出資を通じて、地域の活性化および雇用の創出・確保に努めています。

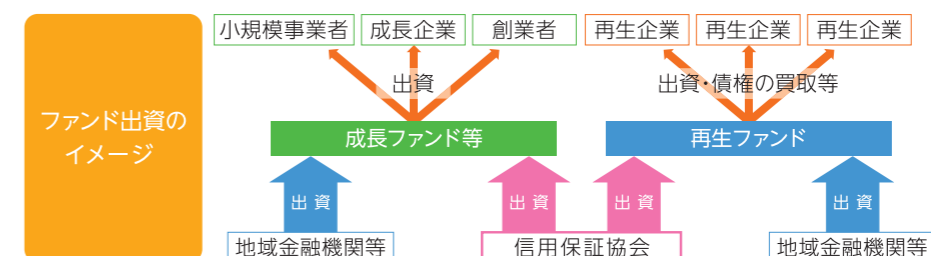
創業期・拡大期

東三河地域に本店を置く3つの信用金庫(豊橋信用金庫、豊川信用金庫、蒲郡信用金庫)と連携し、「東三河3信金-信金キャピタル地域応援投資事業有限責任組合(通称:三信金地域応援ファンド)」(平成30年9月組成)に出資し、地元企業の育成・成長支援に取り組んでいます。令和2年度は、第3号としてトーアス株式会社に投資しました。

- 第3号 トーアス株式会社 缶詰・ドライパックの製造を手掛け、近時CSV事業部(Creative Shared Value共有価値の創造)を創設し社会課題に取り組む。

再生期

官民一体型「愛知中小企業再生3号ファンド」(平成29年5月組成)に出資し、国、金融機関、支援機関等と連携して、県内の中小企業・小規模事業者の再生に取り組んでいます。



創業チャレンジを促す様々な取組

創業者支援の拡充を図るため、次の取組を行っています。

創業者向けの保証制度

低保証料率での資金調達が可能 創業関連保証、創業等関連保証

対象 ● これから創業をお考えのかたや創業後5年未満のかた

● 保証限度額 合計3,500万円
(創業関連保証2,000万円、創業等関連保証1,500万円)

● 保証期間 10年以内 ● 保証料率 一律年0.80%

★固定金利で、さらに低保証料率で利用可能な愛知県融資制度もあります。



必要な時に必要な額を 反復利用することが可能 創業者カードローン 当座貸越根保証(Souca)

対象 ● 創業後5年未満のかた

● 保証限度額 300万円 ● 保証期間 1年以内

● 保証料率 年0.39%~1.62%

ビジネスプランコンテストへの参加

地元の起業家を発掘・育成し、新規性のある事業により地域振興につなげることを目的として、次のビジネスプランコンテストに協賛機関として参加しました。

キャンパスベンチャーグランプリ中部

“学生起業家の登竜門”として知られる「第18回キャンパスベンチャーグランプリ中部」に協賛し、令和2年度には審査委員にも就任しました。



東三河ビジネスプランコンテスト

「第20回東三河ビジネスプランコンテスト」に協賛し、事務局として審査にも協力しました。

知多ビジネスプランコンテスト

「2020C-BPC(知多ビジネスプランコンテスト)」の運営に協力しました。

創業期にあるかたへのサポート

創業をお考えのかたや創業後間もないかたを対象に、事業に必要な資金等についてきめ細かなアドバイスを行っています。

相談時には、本協会作成の冊子「創業に向けて」を活用し、創業計画の立て方や、創業時の資金繰りを支援する保証制度をご案内しています。

また、地方公共団体、商工会議所等と連携し、愛知県内各地で創業支援セミナーを開催しています。

令和2年度はオンラインも取り入れながら創業支援セミナーを10回開催しました。また、セミナーへの職員派遣を8回行いました。



女性創業者向けの支援

女性創業者支援チーム「アイリス」

これから創業をお考えの女性や創業して間もない女性起業家に対して、女性ならではの視点を活かしたきめ細かなサポートを行うことを目的とし、女性職員のみで構成する「アイリス」を設置しています。女性士業グループ「からふる女性応援士隊」とコラボした相談会の開催や、女性が集まるイベントへのブース出展等も積極的に実施しています。

あいち女性起業家・経営者支援プログラム「COMPASS」

愛知県と共催で「あいち女性起業家・経営者支援プログラムCOMPASS」を開催しました。

女性起業家の経営者としての成長、ビジネスのスケールアップ(事業拡大)への支援およびビジネスパートナーとのマッチングを目的として、半年間の伴走支援を実施しました。

令和3年2月25日には、受講者20名によるビジネスプラン発表会「FinalDemoDay」をオンラインで開催し、122名のかたにご参加いただきました。発表会の後は、各受講者と参加者との交流会も実施しました。



女性創業セミナー

令和3年1月30日にオンラインで女性創業セミナーを開催しました。本セミナーは、アイリス立ち上げ以来毎年開催しており、今回は19名のかたにご参加いただきました。当日は、女性税理士および女性起業家のかたに講演いただきました。

創業後のフォローアップ

本協会を利用して事業を始められたかたに対して、創業後の事業の継続と発展を促すことを目的として、フォローアップを実施しています。具体的には、専任担当者が中小企業・小規模事業者の創業後の状況をヒアリングし、経営課題についての相談にも応じています。また、必要に応じて、専門家派遣の提案や専門相談窓口の紹介等の支援も行っています。

創業者の状況を確認することにより、早期の経営支援、追加保証等の検討につなげています。

令和2年度は406件のフォローアップを実施しました。

成長期を支える保証制度

金融機関と連携・協調することで、適切なリスク分担を図りながら中小企業・小規模事業者の成長を後押ししています。

無担保で最長10年の一括返済が可能

長期一括保証「ライナーⅡ」

対象 ● 自己資本比率等一定の財務要件を満たし、同一事業を3年以上営むかた

【条件】 取扱金融機関がメインバンクであるまたは経営支援を実施しておりプロパー融資残高がある

- 保証限度額 2億円
- 保証期間 10年以内
- 保証料率 年0.35%~1.74%

税理士と連携して長期的な資金繰りを安定

税理士連携短期継続保証

対象 ● 直近決算において経常利益を計上しており、債務超過でないかた

【条件】 税理士等が月次管理を行っている

- 保証限度額 2億円
- 保証期間 1年以内(最大4回の借換が可能)
- 保証料率 年0.35%~1.90%

プロパー融資と協調して無担保の限度額を拡大

同時実行型協調推進保証「コラボあいち」

対象 ● 本協会における保証料率区分が3以上のかた

【条件】 本保証付き融資と同時に60%以上のプロパー融資の貸付実行を行う

- 保証限度額 2億円
- 保証期間 15年以内
- 保証料率 年0.35%~1.55%

プロパー融資と協調して無担保の限度額を拡大

ストック型協調推進保証「リレーションあいち」

対象 ● 本協会における保証料率区分が5以上であり債務超過でないかた

【条件】 取扱金融機関との与信取引が1年以上あり、融資残高のうちプロパー融資残高が40%以上ある

- 保証限度額 2億円
- 保証期間 15年以内
- 保証料率 年0.35%~1.15%

事業承継支援

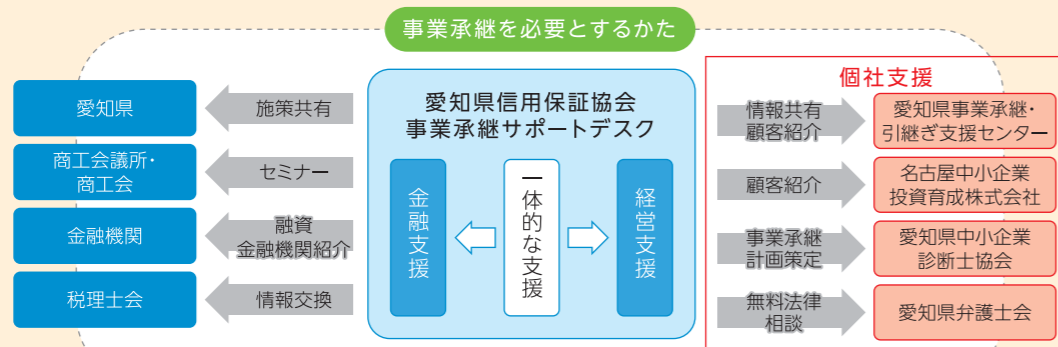
円滑な事業承継を促進するため、次の取組を行っています。

事業承継サポートデスク

事業承継に関する様々な課題の解決をワンストップでサポートするための専用窓口「事業承継サポートデスク」を設置しています。個社ごとの多様な承継手法に対する適切な保証制度の提案や、関係機関に向けた事業承継支援に関する情報発信を行っています。

事業承継トータルサポート「あいちモデル」

事業承継トータルサポート「あいちモデル」を構築し、事業承継サポートデスクが架け橋となって、関係機関と連携協力し、それぞれの特徴を活かした一歩踏み込んだ事業承継支援を行っています。



(注) あいち事業承継ネットワークと愛知県事業引継ぎ支援センターは、令和3年4月愛知県事業承継・引継ぎ支援センターに統合されました。

経営者保証を不要とする新たな保証制度

経営者保証が事業承継の妨げとなる場合に円滑な事業承継を後押しするため、一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする保証制度の取扱いを開始しました。

事業承継特別保証(令和2年4月)

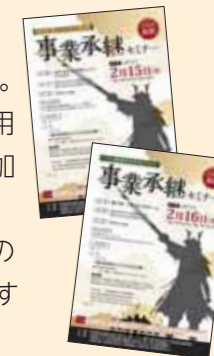
経営承継借換関連保証(令和2年10月)

- 経営者保証不要
- 経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合には保証料率を大幅に軽減
- 経営者保証ありの既存の借入金の借換が可能(本保証で経営者保証を不要に)

事業承継セミナーの開催

令和3年2月15日、16日に「事業承継セミナー」をオンラインで開催しました。15日は刈谷市・刈谷商工会議所、16日は瀬戸市・瀬戸商工会議所・瀬戸信用金庫・日本政策金融公庫との共催で開催し、2日間で延べ24名のかたにご参加いただきました。

「戦国武将から学ぶ事業承継」と題し、戦国時代における事業承継の失敗の要因と成功の着眼点を、現代の中小企業の事業承継に置きかえて、わかりやすく講演いただきました。



経営の改善発達を進める様々な取組

本協会では、中小企業診断士等の資格を有する職員を各部署に配置することにより、経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援体制を整えています。

また、補助金交付による国のバックアップも受け、実効性の高い経営支援の取組をより一層強化しています。

ローカルベンチマーク策定支援チーム「アイビー」

本協会の中小企業診断士または経営アドバイザー(全国信用保証協会連合会認定)の資格を有する職員が中心となり構成されたローカルベンチマーク策定支援チーム「アイビー」を設置しています。「ローカルベンチマーク策定」をお手伝いすることで、中小企業・小規模事業者、金融機関、支援機関および本協会が同じ目線で対話を深めるきっかけづくりを行い、金融支援と経営支援の一体的な取組を推進しています。

経営力強化セミナー

令和3年3月4日、5日に「経営力強化セミナー」をオンラインで開催しました。

SNSの活用によって、中小企業・小規模事業者の経営力を高めることを目的に、愛知県よろず支援拠点のコーディネーターを講師に招き、延べ59名のかたにご参加いただきました。

【テーマ】

- 第1回 SNS活用セミナー「Instagram 活用術」
- 第2回 SNS活用セミナー「LINE 活用術」



カイゼン塾の開催

トヨタ生産方式による「カイゼン」をテーマとした机上論に留まらない実践型セミナー「カイゼン塾」を、実践的な指導に定評のあるPEC協会から講師を招き、講義形式の理論編と実習形式の実践編の2部構成で開催しました。

カイゼン塾【理論編】

トヨタ生産方式の思想をベースにした生産現場における生産性向上・コスト低減や品質不具合への対応策など、問題解決力の向上を図ることを目的に、令和2年9月15日にオンライン開催し、31名のかたにご参加いただきました。

洋菓子製造工場における作業動画を見て、「ムダ」を発見する演習では、チャット機能を活用し多くの意見が寄せられ、活発な意見交換が行われました。

カイゼン塾【実践編】

令和2年11月から令和3年3月にかけて5日間の日程で開催し、中小企業・小規模事業者の経営者、後継者及び現場リーダーの6名のかたにご参加いただきました。

木下精密工業株式会社に実習の舞台を提供いただき、講師指導の下、現場の視察、工場レイアウトの変更、見える化など「ムダの発見・廃除」に取り組むことで、「ムダとり」の具体的な手法を体得いただきました。

最終日には、参加者から、本塾で学んだ手法を活用した自社での「ムダとり」の成果について報告がなされました。

日本財務管理学会秋季全国大会での講演

オンラインで開催された日本財務管理学会秋季全国大会で「大廃業時代の事業承継と地域金融」をテーマに、本協会の事業承継に関する取組等について講演を行いました。

中小企業支援ネットワーク

愛知県内の中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生の促進を目的とした中小企業支援ネットワーク「あいち企業力強化連携会議」の事務局を協会が務めています。参加機関が強固な連携体制を築き、各機関の専門スキルを活かし、地域が一丸となって中小企業・小規模事業者の経営改善に取り組んでいます。

参加機関(令和3年4月1日現在)

- 金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融機関）…………… 41 機関
- 経営支援機関（弁護士会、税理士会等の専門機関）…………… 20 機関
- アドバイザー（東海財務局、中部経済産業局、愛知県、名古屋市）…………… 4 機関

合計65機関

あいち企業力強化連携会議

令和2年度は、個別の中小企業・小規模事業者支援等を目的とする経営サポート会議を延べ9回開催し、金融機関による意思決定の迅速化・円滑化の促進に取り組んでいます。



専門家と連携した経営支援

中小企業・小規模事業者の抱える経営に関する様々なお悩みを解決するため、専門家と連携した支援を行っています。

愛知県中小企業診断士協会との業務提携

平成19年12月に公益社団法人愛知県中小企業診断士協会と業務提携し、経営改善に意欲を持ち、経営診断を希望する保証利用企業に専門家を派遣しています。

専門家派遣の実績

年度	件数
H30	226
R1	238
R2	81

愛知県弁護士会との業務提携

平成30年1月に愛知県弁護士会と業務提携し、法的な経営課題に対して、弁護士がアドバイスを行うピンポイント法律相談を実施しています。

愛知県中小企業再生支援協議会との連携

中小企業再生支援協議会は、地域の中小企業・小規模事業者の再生に向けた取組を支援する公的機関で、金融機関、地方公共団体、商工会議所等で構成されています。愛知県では、名古屋商工会議所内に設置されています。

本協会もその一員として参加するとともに、職員を派遣し関係機関と連携しながら、事業再生に意欲のある中小企業・小規模事業者をサポートしています。

日本弁理士会東海会との連携

令和2年2月に日本弁理士会東海会と業務提携し、中小企業・小規模事業者に対する企業経営および知的財産に関する知識の普及啓発に取り組んでいます。

税理士会との連携

平成29年3月に名古屋税理士会・東海税理士会と業務提携し、連携した保証制度の取扱いや、中小企業・小規模事業者の税務に関する知識の普及啓発に取り組んでいます。

また、創業をお考えのかたや、中小企業・小規模事業者が事業経営に関する税金について気軽に税理士に相談できるよう環境を整備し、令和2年度は「税務相談会」を5回開催しました。

危機時の対応

「万が一」に備えた事前対策の啓発

新型コロナウイルス感染症拡大など、「万が一」の備えをより一層啓発するため、平時の備えとして利用できる「予約保証」についてまとめたリーフレットを刷新し、防災ホイッスルとともに配付することで、事前対策を呼び掛けています。



身近で、頼りにされる公的機関を 目指して

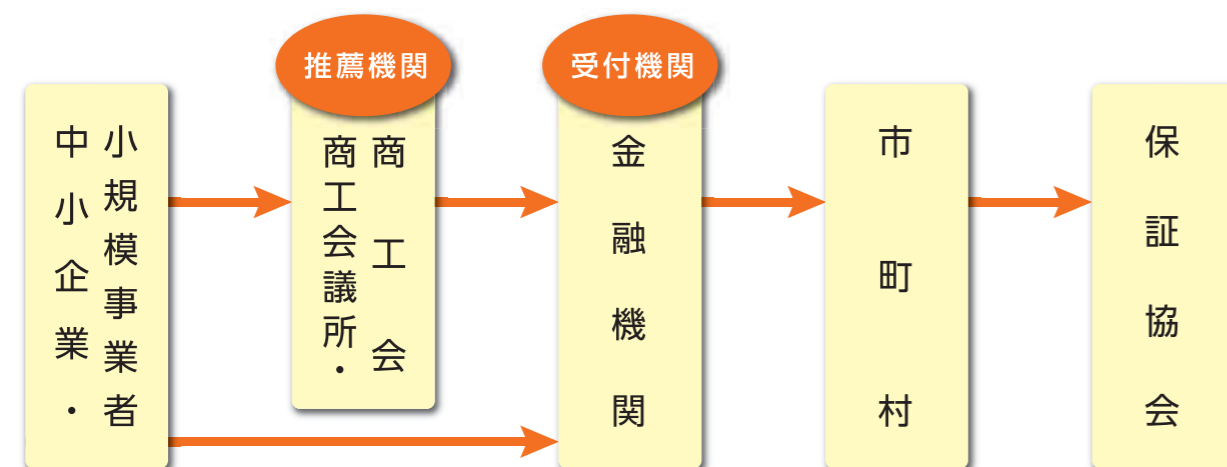
身近で、頼りにされる公的機関を目指して

身近で、頼りにされる公的機関を目指して

地方公共団体・中小企業支援機関との連携

金融環境の変化の影響を受けやすい中小企業・小規模事業者は、経営支援と一体で行う金融支援が必要です。このため、愛知県は、中小企業・小規模事業者への経営指導を行う商工会議所・商工会を愛知県融資制度(小規模企業等振興資金、一般事業資金、経済環境適応資金)の推薦機関と位置付け、本協会に対し、中小企業・小規模事業者の定性的な情報をご提供いただいています。

申込みの流れ 小規模企業等振興資金(通常資金)の場合



商工会議所・商工会は、愛知県融資制度 経済環境適応資金 創業等支援資金の申込受付機関です。

愛知県融資制度 経済環境適応資金のうち創業等支援資金については、商工会議所・商工会および愛知県商工会連合会を申込受付機関と位置付け、創業相談から創業計画の策定、創業後のフォローアップまで一貫した支援ができる体制を整えています。

愛知県内の各市町村は、愛知県融資制度 小規模企業等振興資金(小口資金)の申込受付機関です。

愛知県では、名古屋市を除く愛知県内の各市町村を、愛知県融資制度 小規模企業等振興資金(小口資金)の申込受付機関としています。そのため、本協会では、愛知県が当該制度の円滑な運用を図るため開催している各市町村の担当者向けの定例会議や研修会の運営に協力しています。

相談業務の充実

本協会では、信用保証に関する相談のみならず、金融機関紹介など、金融全般に関する様々なご相談をお受けするため、「総合相談窓口」を設置しています。

専任職員を配置し、親しみのある対応に努めるとともに、複雑化、多様化するニーズに対して適切なアドバイスをを行い、広範な経営相談に応じています。

また、経済情勢の急変等に対応して、各種相談窓口を設置しています。

特別相談窓口(令和3年4月1日現在)

- 東日本大震災関連
- 平成28年熊本地震関連

相談窓口(令和3年4月1日現在)

- 英国におけるEU残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連
- 賃金水準上昇対策
- 新型コロナウイルス関連(休日窓口も開設*)

愛知県中小・小規模企業総合相談窓口(令和3年4月1日現在)

- 豚熱関連
- 消費税率引き上げ関連

*緊急事態宣言の実施期間中

出張定例金融相談会の開催

次の商工会議所・商工会において、本協会職員による金融相談会を定例で開催しています。また、中小企業・小規模事業者からの資金需要が高まる年末や年度末には、資金繰り特別相談会を開催しています。

商工会議所

- 岡崎
- 豊橋
- 半田
- 一宮
- 瀬戸
- 蒲郡
- 豊川
- 刈谷
- 豊田
- 碧南
- 安城
- 西尾
- 津島
- 春日井
- 稲沢
- 常滑
- 江南
- 小牧
- 犬山
- 東海
- 大府

商工会

- 尾張旭市
- 知多市
- 田原市

中小企業・小規模事業者に寄り添った対応に努めています。

企業訪問やオンライン面談などを通じて、中小企業・小規模事業者のみなさまに寄り添った対応に努めています。

中小企業・小規模事業者のみなさまと対話させていただくことで、相談・診断・情報提供といった多様なニーズに的確に対応します。

SDGs元年

本協会は、令和2年1月7日に、SDGs*の理念・目標に賛同し、持続可能な社会の実現に貢献していくため、SDGs宣言を行いました。

本協会は、信用保証を通じて、中小企業・小規模事業者の成長・発展のお手伝いをする中で、地域経済の活性化に努めてきました。

本協会のこうした取組は、国連が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)の達成につながるものであり、まずは自らが着実に取組を進めるとともに、関係機関とも協働することで、中小企業・小規模事業者に広く浸透し、地域活性化につながるよう積極的に取り組んでいます。

*SDGs(Sustainable Development Goals)は、「誰一人として取り残さない、持続可能な社会の実現」を目指し、2015年9月に国連サミットで採択された国際開発目標です。

SDGs AICHI EXPO 2020への出展

令和3年2月5日、6日にオンラインで開催された日本最大級のSDGs推進フェア「SDGs AICHI EXPO 2020」に出展しました。

本協会の特設サイトでは、本協会のSDGsの取組に加え、事前に職員全員参加型で募集したSDGs川柳、SDGs写真、そして本協会とゆかりのある事業者のかたのSDGsの取組(全16者)を紹介させていただきました。



こちらからぜひ
ご覧ください!



本店1階をSDGs仕様に

協会内外のかたにSDGsについて考えていただくきっかけとするため、令和3年3月17日(みんなで考えるSDGsの日)に入口のドアおよび床面にSDGs装飾を施し、本店1階をSDGs仕様になりました。

また、SDGs AICHI EXPOで展示した本協会にゆかりのある事業者のかたのSDGsの取組紹介動画のデジタルサイネージでの掲示や、障がいをお持ちのかたが描いたアート作品、SDGs川柳・SDGs写真なども展示しています。



特定社債保証(SDGs貢献型)の取扱い

令和2年1月から、金融支援を通じたSDGs推進を目的に、SDGs貢献に取り組む中小企業者に着目し、通常の特社債保証よりも保証料率を引き下げた保証制度の取扱いをしています。

2 県産を
ゼロに

愛知県アグリ特区保証の取扱い

地域経済の活性化に向けて、農業と商工業をあわせて行う事業者の6次産業化の促進を目的に、商工業とともに農業の実施に必要な資金を供給する「愛知県国家戦略特別区域農業保証(愛知県アグリ特区保証)」の取扱いをしています。

また、商工業者が農業に新規参入する6次産業化は、経営の幅が広がることによる収益力向上や地域の雇用創出等が期待されており、ともに6次産業化に必要な資金を取り扱う農業信用保証基金協会と、令和2年12月21日に連携強化に向けた意見交換会を実施しました。

3 すべての人に
健康と福祉を

ヘルプマーク普及パートナーの登録、 オレンジスマイルプロジェクトへの参加

令和元年度から、愛知県の「ヘルプマーク普及パートナー」に登録されています。外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々への理解を広めるため、ヘルプマークの普及啓発活動に取り組んでいます。

また、「オレンジスマイルプロジェクト」にも参加し、積極的なサポート(ヘルプ)を実践しています。

ピンクリボン運動への参加

女性の活躍を後押しするため、平成30年度から名古屋ピンクリボンフェスタ実行委員会のパートナー企業となり、乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝え、乳がん検診受診率の向上のための啓発活動に取り組んでいます。

使用済み切手の寄付

本協会内で収集した使用済み切手を、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会ボランティアセンターに定期的に寄付しています。

使用済み切手は、慈善団体を通じて換金され、社会貢献活動に利用されます。

寄付実績：令和2年9月、令和3年1月、3月

4 質の高い教育を
みんなに

出前講座を通じた金融リテラシーの向上

大学等での出前講座

地域経済の未来を担う学生のアントレプレナーシップの醸成を図るため、平成21年度から地元の大学や高等学校への出前講座を実施しています。令和2年度は新たに愛知県調理師会でも開催するなど、こうした学術機関等と連携した取組が広がりつつあります。

講座では、中小企業・小規模事業者の現状や信用補完制度を通じた保証協会の役割について説明するとともに、起業を身近に感じてもらえるよう本協会を利用されている「がんばる企業」も紹介しています。また、椋山女学園大学現代マネジメント学部現代マネジメント学科 教授 植林氏からの依頼により論文「COVID-19と信用保証」の執筆にも協力させていただきました。



実施実績：愛知大学、愛知学院大学、愛知産業大学、愛知淑徳大学、東海学園大学、名古屋市立大学、南山大学、大原法律公務員専門学校、新城高等学校、愛知県調理師会

9 産業と技術革新の
基盤をつくろう

ビジネスマッチングへの参加

様々な機関が開催するビジネスフェアに積極的に参加し、信用保証のPRに努めています。

メッセナゴヤ2020 オンライン

令和2年11月16日~12月11日

▶ オンライン ▶ 来場者数 9,666人

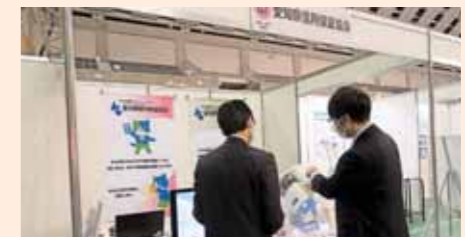
業種や業態の枠を超え、出展各社の取引拡大や異業種交流を図る「異業種交流の祭典」として開催されている、メッセナゴヤに出展しました。

本協会は、平成20年以降出展しており、今年初めてのオンライン出展となりました。

とよたビジネスフェア 2021

令和3年3月11日・12日

▶ スカイホール豊田 ▶ 来場者数 3,560人

10 人や国の不平等を
なくそう

アティックアートプロジェクトへの参加

創立70周年(平成30年度)以降、障がい乗り越え、自立を目指す才能あるアーティストを応援するアティックアートプロジェクトに参加し、愛知県内の障がいをお持ちのかたが描いた絵画作品をデザインに採用したノベルティグッズを作成しています。さらに、愛知県と一般社団法人アティックアートが連携し、障がいのあるかたの作品を社屋等に展示する作品展「あいちアール・ブリュット×(一社)アティックアート連携作品展 まちなかギャラリー」を、令和3年2月17日から3月10日まで本協会本店で開催し、青山愛知県副知事もお越しくございました。

また、令和3年3月21日には、2020年度アティックアート贈呈式に参加し、ノベルティグッズの原作者に大村愛知県知事と共に記念品を贈呈しました。

11 住み続けられる
まちづくりを

認知症サポーターの養成

平成30年度から、愛知県の「あいち認知症パートナー企業」に認定されています。「認知症に理解の深いまちづくり」の実現にじぶんごととして取り組む企業として、定期的に、「認知症への正しい理解を深めるための『認知症サポーター養成講座』」を開催しています。

15 陸の豊かさも
守ろう

グリーンボンドへの投資

環境改善を支援するため、令和3年2月15日に、独立行政法人住宅金融支援機構が発行する「住宅金融機構グリーンボンド」を購入しました。

本協会のPRおよび信用保証について一層のご理解をいただくため、様々な広報活動を実施しています。

テレビCM

東海地方の様々な会社の工場を特集するテレビ愛知「日経プレミアム工場へ行こうⅢ」の sponsor となり、テレビCMを実施しています。CMでは、本協会職員が出演し作成したPR動画（創業篇、経営支援篇）を放送しています。また、本動画は、本協会本店1階のデジタルサイネージ、YouTube、駅周辺案内図「ナビタ」にも掲載しています。



ラジオCM

東海ラジオ、CBCラジオ、ZIP-FM、FMAICHIにおいて、ラジオCMを実施しています。また、東海地方で頑張る企業の経営者の魅力に迫るFMAICHI「GLOBAL R-VISION」の sponsor となり、本協会を利用されているかたにもラジオ出演をしていただくとともに、番組連動企画として、パーソナリティ、ゲストとして本協会職員の3者でゲストの「経営論」について聞く、動画「GLOBAL R-CHANNEL」も作成しています。そのほか、東海ラジオ、CBCラジオのラジオカーに出演し、コロナ関連の制度や窓口等について紹介しました。



プレスリリース

本協会の取組や新たな保証制度等について、各種メディアに積極的にプレスリリースを行っています。

ホームページ

中小企業・小規模事業者のみなさまや創業をお考えのかたが知りたい情報をタイムリーに提供しています。特にコロナ禍においては、必要な情報がスムーズに伝わるよう、ページ構成を見直し、積極的な情報発信を行いました。また、より利便性を高めるため、関係機関から情報を提供いただき、県内各地のセミナー情報を本協会ホームページで一覧掲載しています。

Twitter (@aichiguarantee)

令和2年9月にTwitter公式アカウントを立ち上げました。一人でも多くのかたに本協会を知っていただくとともに、より身近に感じてもらえるよう、イメージキャラクターえじねこを発信者として、創業のポイントや補助金のことなど中小企業・小規模事業者のお役立ち情報を発信しています。



新聞広告

中日新聞、中部経済新聞において定期広告およびスポット広告を掲載しています。また、平成29年度から実施している本協会を利用されているかた等の「生の声」をお届けする「がんばる企業のご紹介」をパワーアップし、令和2年度はコロナで苦しむ中小企業・小規模事業者を広報の側面から応援する取組として、中部経済新聞社とのコラボ企画「中小企業応援団」を開始しました。中部経済新聞紙面での事業者紹介とともに、中部経済新聞社および本協会ホームページにも掲載しています。



エスカ地下街広告看板

本協会の本店はエスカ地下街E2出口を出てすぐのところに位置しており、目印となるよう出口付近に看板を設置しています。

ノベルティ

イメージキャラクターや障がいをお持ちのかたが描いた絵画作品を使ったノベルティグッズを作成しています。



各種機関紙への広告掲載

商工会議所会報誌などに定期的に広告を掲載しています。



SNS広告

SNS広告を活用したセミナー参加者の募集を実施しました。

ぬいぐるみの作成

イメージキャラクター「えじねこ」のぬいぐるみを作成しました。本協会に親しみを感じていただけるように、Twitter発信や各種イベントに活用していく予定です。



パンフレット・リーフレット

本協会のご利用方法や保証制度、経営支援メニュー等を紹介する各種パンフレットおよびリーフレットを作成しています。また、それぞれのニーズにあわせ適切な保証制度が選択できるよう、令和2年度はコロナ関連制度や事業承継制度などを一覧にまとめたリーフレットも作成しました。



信用保証の利用度

信用保証利用度の推移

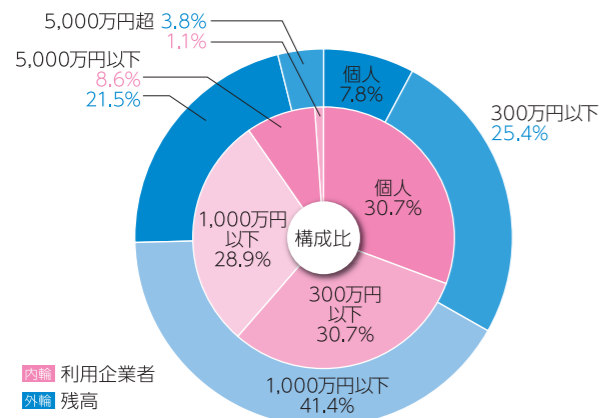
愛知県内の中小企業総数21万企業のうち、約8万企業が本協会の信用保証を利用されています。

年度	H28	H29	H30	R1	R2
県内中小企業者	220,767				208,310
年度末利用企業者	63,693	61,388	59,586	57,708	79,886
企業利用度(%)	28.9	27.8	27.0	27.7	38.3

(注1) 県内中小企業数は、「中小企業白書」(中小企業庁)により、数年ごとの調査となっています。
 (注2) 年度末保証利用企業者数には、名古屋市信用保証協会の利用者数を含みません。よって、利用度は、県内利用度ではありません。

保証利用企業者の内容(令和2年度)

資本金別

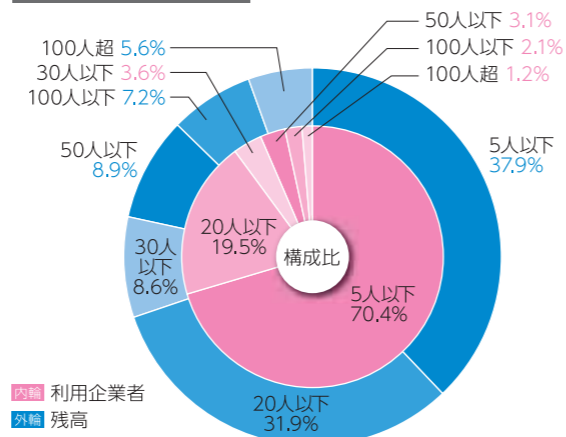


内輪 利用企業者
外輪 残高

資本金	利用企業者	残高(億円)
個人	24,509	1,784
300万円以下	24,486	5,818
1,000万円以下	23,082	9,492
5,000万円以下	6,875	4,927
5,000万円超	883	866
組合	51	12
合計	79,886	22,899

(注) 数値の単位未満は、四捨五入しているため、内訳と合計値が一致しない場合があります。

従業員数別



内輪 利用企業者
外輪 残高

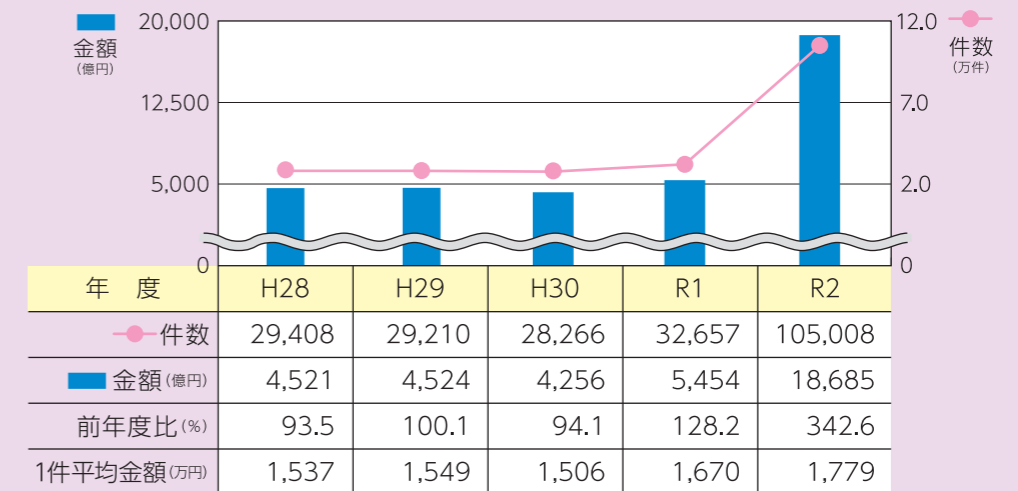
従業員数	利用企業者	残高(億円)
5人以下	56,269	8,667
20人以下	15,566	7,314
30人以下	2,883	1,959
50人以下	2,478	2,038
100人以下	1,694	1,649
100人超	996	1,271
合計	79,886	22,899

信用保証の実績

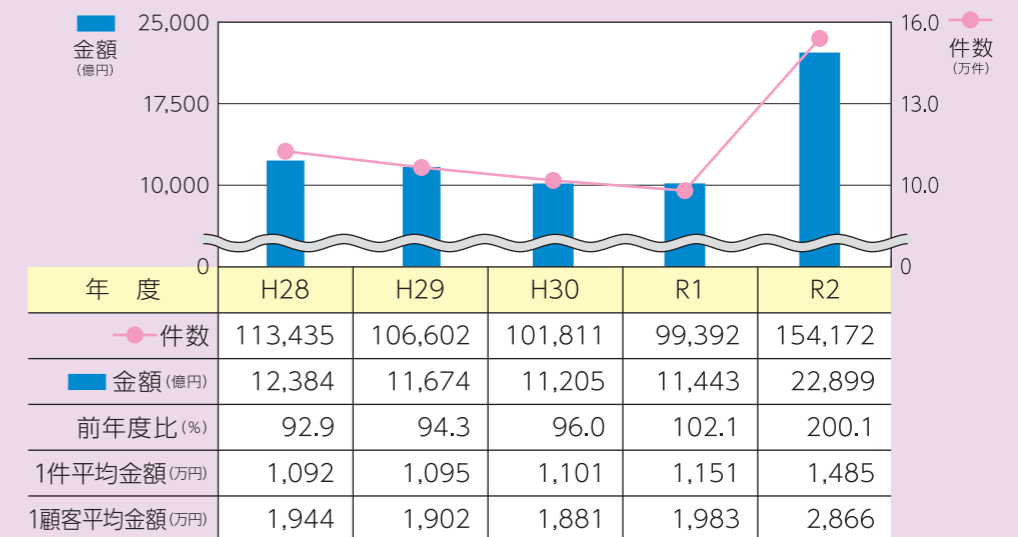
保証の状況

最近5年間の保証状況

保証承諾

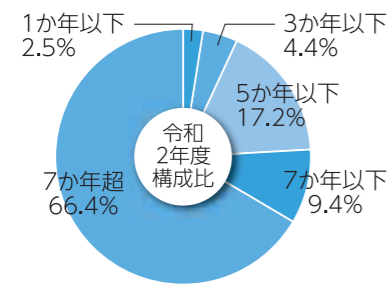


保証債務残高



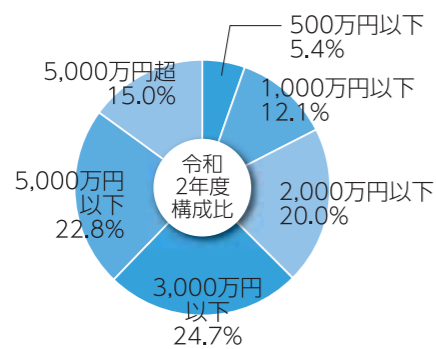
保証の内容

期間別保証承諾



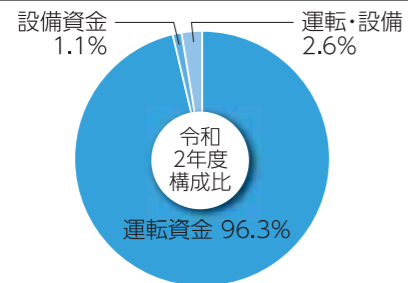
区分	年度	H30	R1	R2
1か年以下		665	664	466
3か年以下		316	1,001	829
5か年以下		708	670	3,214
7か年以下		1,019	1,031	1,762
7年以上		1,548	2,089	12,414
合計		4,256	5,454	18,685

金額別保証承諾



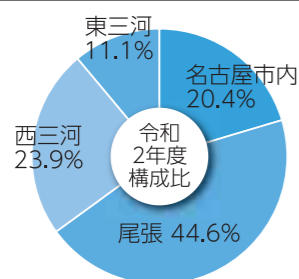
区分	年度	H30	R1	R2
500万円以下		332	365	1,018
1,000万円以下		517	600	2,258
2,000万円以下		946	1,038	3,729
3,000万円以下		680	843	4,621
5,000万円以下		857	1,387	4,260
5,000万円超		924	1,220	2,799
合計		4,256	5,454	18,685

資金使途別保証承諾



区分	年度	H30	R1	R2
運転資金		3,487	4,649	17,993
設備資金		216	232	201
運転・設備		552	573	490
合計		4,256	5,454	18,685

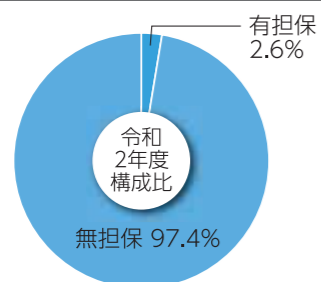
地区別保証承諾



区分	年度	H30	R1	R2
名古屋市		1,209	1,907	3,810
尾張*		1,795	2,035	8,335
西三河		818	1,032	4,465
東三河		433	480	2,074
合計		4,256	5,454	18,685

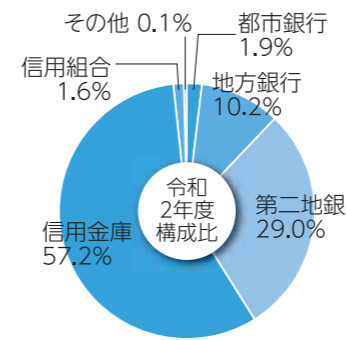
*名古屋市内を除く

担保別保証承諾



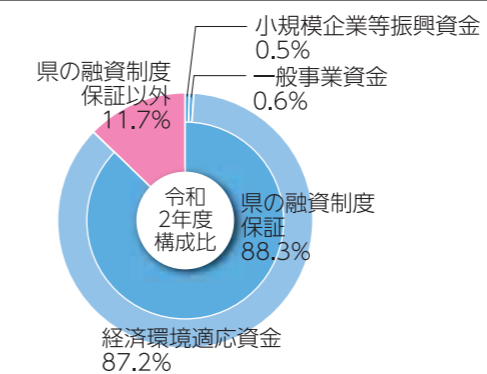
区分	年度	H30	R1	R2
有担保		549	564	494
無担保		3,706	4,890	18,191
合計		4,256	5,454	18,685

金融機関群別保証承諾



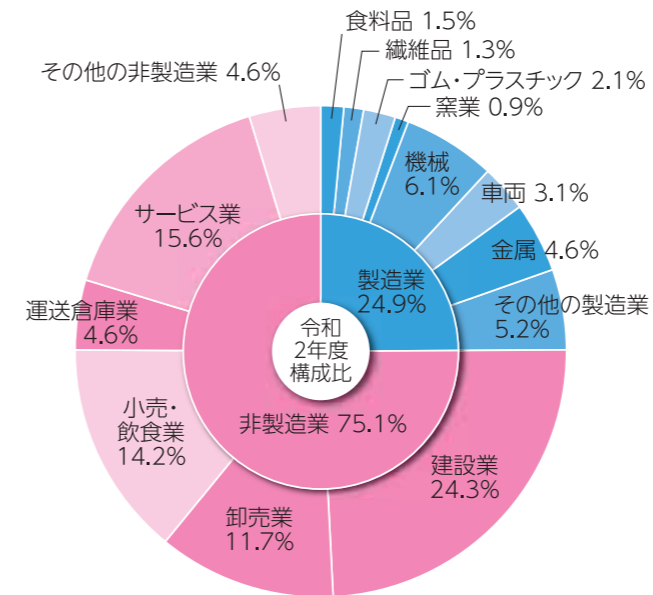
区分	年度	H30	R1	R2
都市銀行		206	187	348
地方銀行		335	377	1,907
第二地銀		1,527	2,087	5,418
信用金庫		2,144	2,745	10,689
信用組合		36	47	308
その他		6	12	15
合計		4,256	5,454	18,685

制度別保証承諾



区分	年度	H30	R1	R2
県の融資制度保証		1,578	2,657	16,495
小規模企業等振興資金		333	311	90
一般事業資金		186	198	109
経済環境適応資金		1,060	2,148	16,297
県の融資制度保証以外		2,677	2,797	2,190
合計		4,256	5,454	18,685

業種別保証承諾

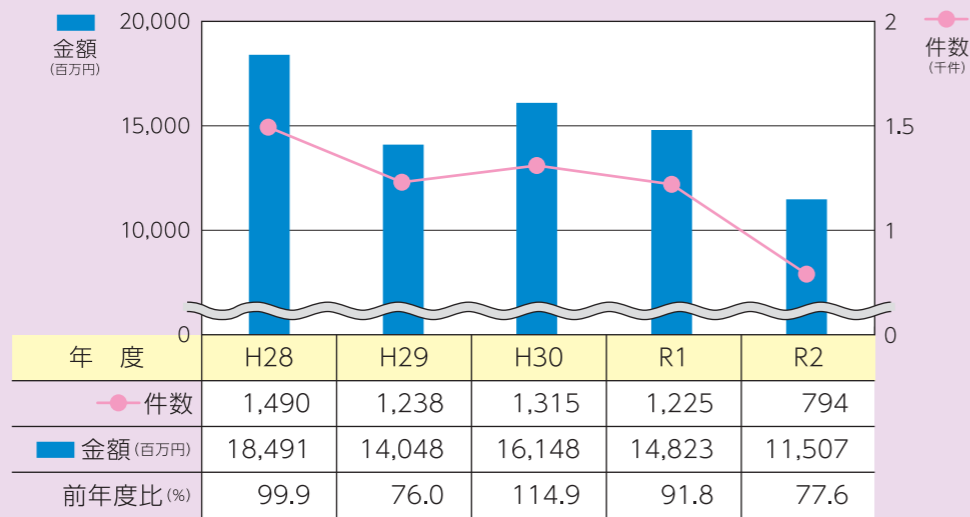


区分	年度	H30	R1	R2
製造業		1,040	1,357	4,653
食料品		77	99	290
繊維品		65	75	235
ゴム・プラスチック		102	125	401
窯業		41	47	168
機械		227	335	1,137
車両		132	172	579
金属		181	236	864
その他の製造業		215	269	979
非製造業		3,215	4,096	14,031
建設業		1,034	1,242	4,543
卸売業		608	806	2,187
小売・飲食業		590	767	2,656
運送倉庫業		223	277	868
サービス業		522	673	2,912
その他の非製造業		239	332	866
合計		4,256	5,454	18,685

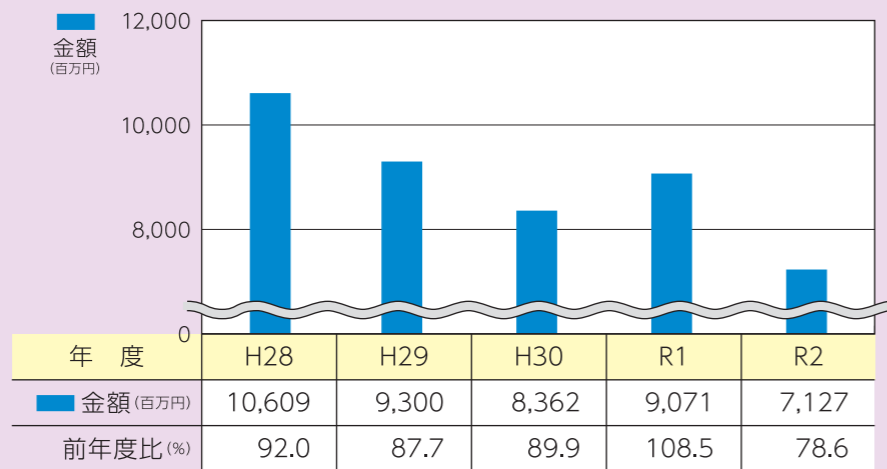
代位弁済および求償権の状況

最近5年間の代位弁済および求償権

代位弁済（元利計）

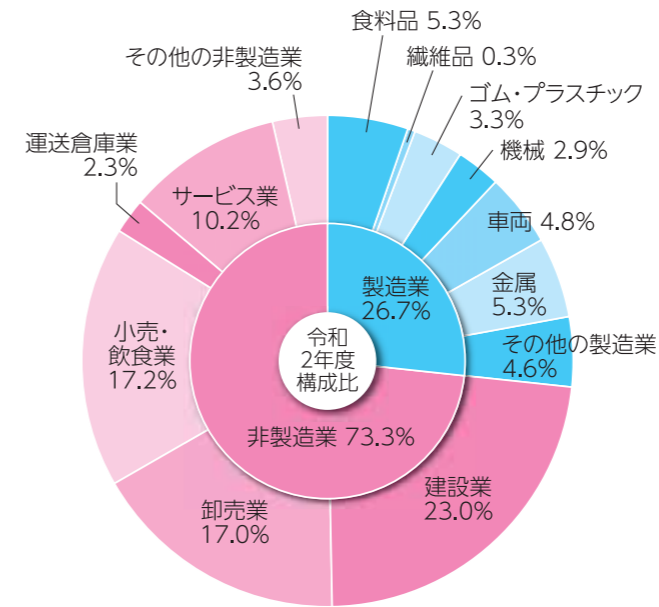


求償権残高



代位弁済の内容

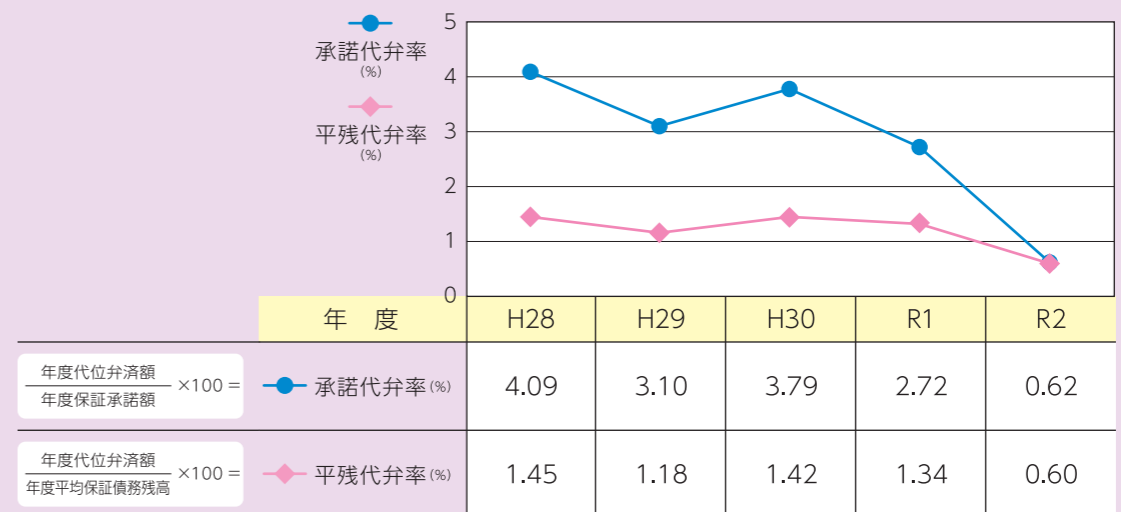
業種別代位弁済



(単位 百万円)

区分	年度	H30	R1	R2
製造業		2,986	3,840	3,069
食料品		208	526	615
繊維品		330	151	38
ゴム・プラスチック		364	61	385
窯業		85	48	—
機械		260	1,027	339
車両		357	823	557
金属		237	341	606
その他の製造業		1,145	864	529
非製造業		13,162	10,982	8,438
建設業		3,537	2,895	2,648
卸売業		3,334	3,179	1,953
小売・飲食業		3,745	3,022	1,981
運送倉庫業		261	83	263
サービス業		1,689	1,406	1,174
その他の非製造業		598	398	418
合計		16,148	14,823	11,507

代位弁済率とその推移



収支計算書 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:千円)	
科目	金額
経常収入	20,245,123
保証料	17,241,941
預け金利息	10,225
有価証券利息配当金	997,959
延滞保証料	1
損害金	52,623
事務補助金	53,343
責任共有負担金	1,792,742
雑収入	96,288
経常支出	13,705,295
業務費	4,437,849
借入金利息	0
信用保険料	9,021,456
責任共有負担金納付金	244,762
雑支出	1,228
経常収支差額	6,539,828
経常外収入	22,782,854
償却求償権回収金	242,649
責任準備金戻入	6,951,097
求償権償却準備金戻入	4,824,870
求償権補てん金戻入	10,762,326
保険金	9,509,124
損失補償補てん金	1,253,202
その他収入	1,912
経常外支出	30,580,289
求償権償却	12,435,069
雑勘定償却	7,345
退職金	2,523
責任準備金繰入	13,800,915
求償権償却準備金繰入	4,327,459
その他支出	6,977
経常外収支差額	▲7,797,435
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	1,257,607
当期収支差額	0
収支差額変動準備金繰入額	0
基本財産繰入額	0

左表は、信用保証協会法施行規則等に基づいて作成した収支計算書ですが、よりご理解いただくため経常外収支について純増減額をわかりやすく表示すると下表のようになります。

(単位:千円)	
科目	金額
経常外収支	
償却求償権回収金	242,649
責任準備金	
戻入	6,951,097
繰入	▲13,800,915
(当期純戻入額)	▲6,849,818
求償権償却準備金	
戻入	4,824,870
繰入	▲4,327,459
(当期純戻入額)	497,411
求償権償却	
求償権償却	▲12,435,069
求償権補てん金戻入	10,762,326
保険金	9,509,124
損失補償補てん金	1,253,202
(当期自己償却額)	▲1,672,744
その他	▲14,934
経常外収支差額	▲7,797,435

(注) ①+②+③+④+⑤=⑥となります

(注) 数値の単位未満は、四捨五入しているため、内訳と合計値が一致しない場合があります。

“収支計算書”の用語解説

信用保険料

公庫へ支払う信用保険料のうち、当該決算期間に対応する額「当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料-前期末未払保険料-当期末未経過保険料」を計上しています。

責任共有負担金納付金

責任共有制度において、金融機関から受領した負担金の一部を公庫へ納付しています。

求償権償却

当期において、法的整理等の結果回収不能となり償却した求償権、受領した保険金等により償却した求償権を計上しています。

責任準備金

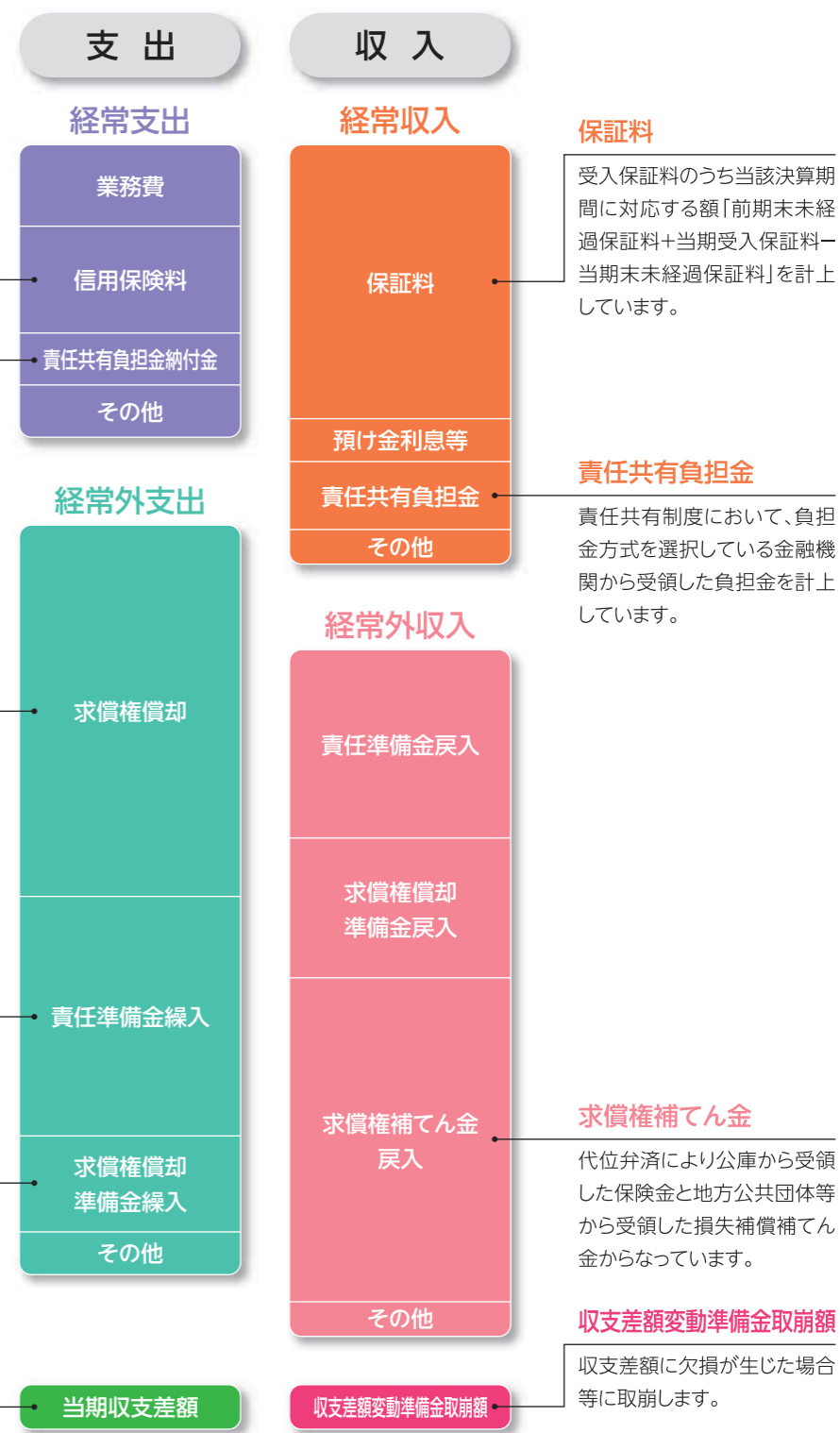
景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備え(支払資金)として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。

求償権償却準備金

協会資産の健全性を保つ観点から、求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。

当期収支差額

収支差額に欠損が生じ、収支差額変動準備金から欠損額を取崩した場合、0円の計上となります。



保証料

受入保証料のうち当該決算期間に対応する額「前期末未経過保証料+当期受入保証料-当期末未経過保証料」を計上しています。

責任共有負担金

責任共有制度において、負担金方式を選択している金融機関から受領した負担金を計上しています。

求償権補てん金

代位弁済により公庫から受領した保険金と地方公共団体等から受領した損失補償補てん金からなっています。

収支差額変動準備金取崩額

収支差額に欠損が生じた場合等に取崩します。

貸借対照表 (令和3年3月31日時点)

(単位:千円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	481	基本財産	102,364,104
預け金	72,454,748	基金	4,733,949
有価証券	144,304,896	基金準備金	97,630,155
その他有価証券	47,759	制度改革促進基金	0
動産・不動産	8,751,736	収支差額変動準備金	42,292,746
損失補償金見返	140,617,884	責任準備金	13,800,915
保証債務見返	2,289,896,163	求償権償却準備金	4,327,459
求償権	7,126,658	退職給与引当金	2,866,697
雑勘定	4,346,689	損失補償金	140,617,884
未収利息	126,355	保証債務	2,289,896,163
未経過保険料	4,002,974	借入金	0
その他	217,361	長期借入金	0
		短期借入金	0
		雑勘定	71,381,046
		仮受金	40,248
		保険納付金	159,355
		損失補償納付金	31,822
		未経過保証料	71,122,999
		未払保険料	19,593
		未払費用	7,030
合計	2,667,547,015	合計	2,667,547,015

上表は、信用保証協会法施行規則等に基づいて作成した貸借対照表ですが、よりご理解いただくため、一般企業における貸借対照表の表示等に置き換えると次のようになります。

(単位:千円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
【資産】		【負債】	
現金・預け金	72,455,229	責任準備金	13,800,915
有価証券	144,304,896	退職給与引当金	2,866,697
その他有価証券	47,759	借入金	0
動産・不動産	8,751,736	雑勘定	71,381,046
求償権	7,126,658	未経過保証料	71,122,999
求償権償却準備金	▲ 4,327,459	その他	258,047
雑勘定	4,346,689	負債合計	88,048,658
未経過保険料	4,002,974	【正味財産】	
その他	343,716	基本財産	102,364,104
		基金	4,733,949
		基金準備金	97,630,155
		制度改革促進基金	0
		収支差額変動準備金	42,292,746
		正味財産合計	144,656,850
合計	232,705,508	負債および正味財産合計	232,705,508

(注1) 次については、備忘勘定で借方・貸方同額のため、上表から除いています。
 ・保証債務見返(借方)、保証債務(貸方) 2,289,896,163千円
 ・損失補償金見返(借方)、損失補償金(貸方) 140,617,884千円
 (注2) 数値の単位未満は、四捨五入しているため、内訳と合計値が一致しない場合があります。

“貸借対照表”の用語解説

預け金

各金融機関へ預託しています。

有価証券

代位弁済の支払準備資産として保有する国債、地方債、社債等を計上しています。

損失補償金見返

貸方の損失補償金のうち、地方公共団体等が行う損失補償限度額の見返りとして計上しています。

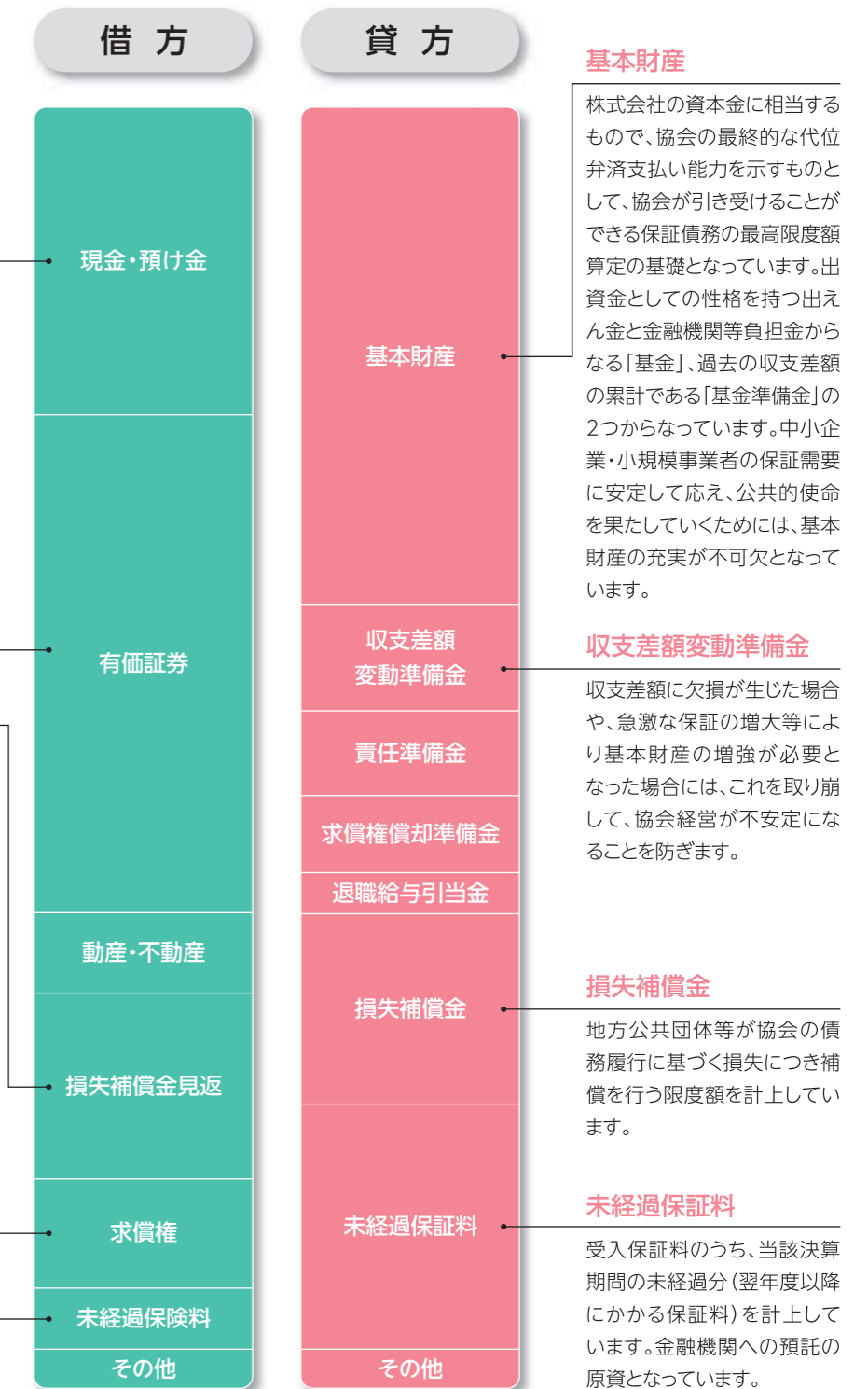
求償権

協会が、中小企業・小規模事業者にかわり、金融機関に債務の支払い(代位弁済)をしたときに、その中小企業・小規模事業者に対して持つことになる債権を求償権といいます。経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金および公庫の保険金受領分等を控除した額です。

未経過保険料

当年度中に公庫に支払った保険料のうち、翌年度にかかる部分を計上しています。

(注) 保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は、同額のため、このグラフからは除いています。



愛知県信用保証協会は、信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等のみなさまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等のみなさまに対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

本協会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令、ガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- 本協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のために、お客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、本協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「1 本協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。
- 本協会が加盟する個人信用情報機関から提供を受けた情報であって、お客様の返済能力に関するものを、お客様の返済能力の調査以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。

4. 個人情報保護の維持・改善

本協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。

5. 個人データの委託

- 本協会は、個人情報の保護に関する法律第23条第5項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には、適正な取扱いを確保するため、契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、本協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求められます。
- 請求の方法は、本協会ホームページに掲載してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して本協会窓口(または郵送)してください。

7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 本協会が保有する個人データに誤りがある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、または目的外に利用している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止をいたします。
- お客様の個人情報を個人情報の保護に関する法律第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- 6および7の具体的な手続につきましては、本協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「8③ 開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情への対応

本協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について、適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情の窓口

本協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

所在地	名古屋市中村区椿町7番9号
電話番号	052-454-0503
部署名	コンプライアンス統括室

本協会は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することに役職員一丸となって、積極的に取り組んでいます。

これを実践するために、社会からの揺るぎない信頼の確立を目指し、倫理憲章を定めています。

愛知県信用保証協会倫理憲章

信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

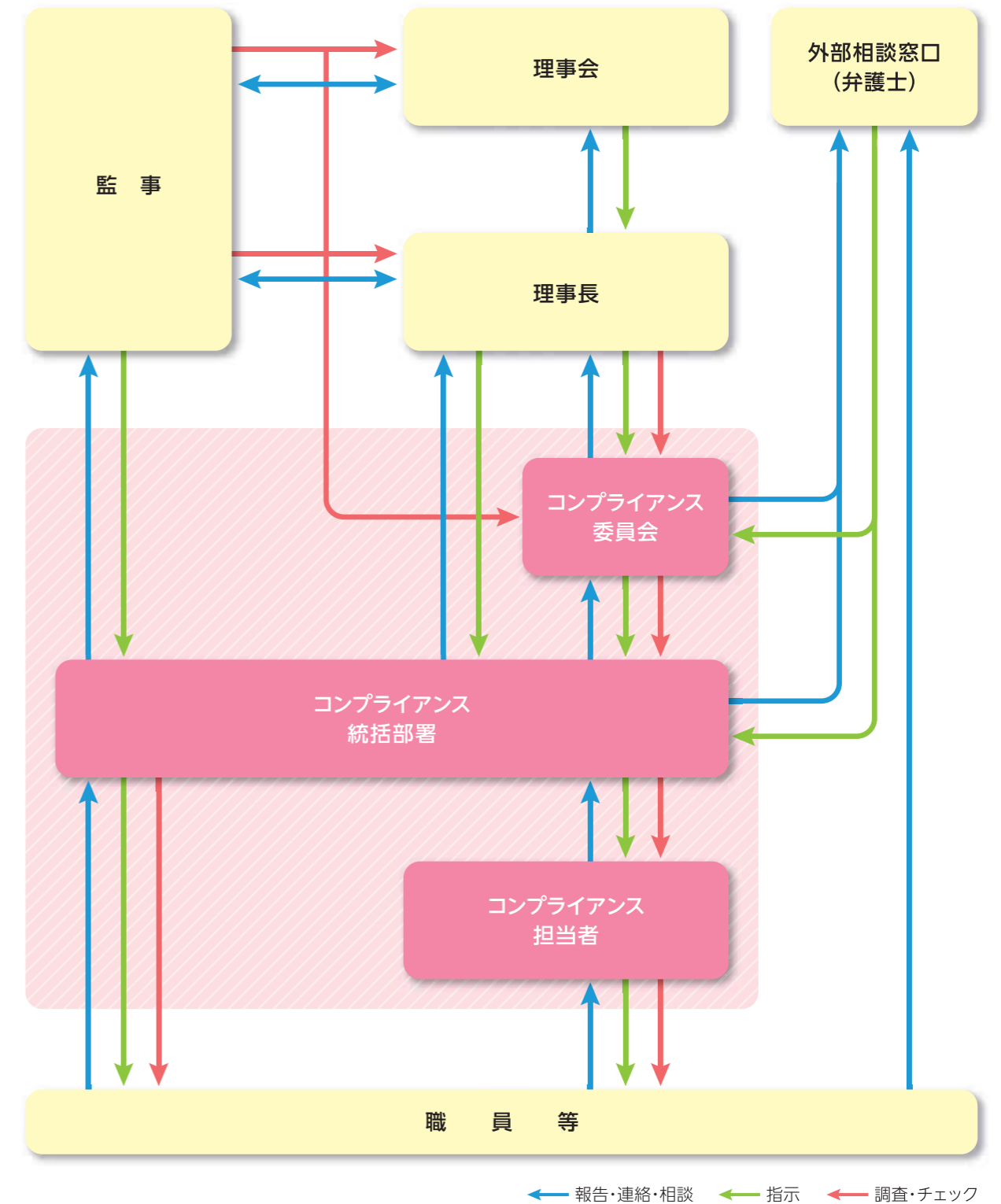
反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

地域社会に対する貢献

広く中小企業とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

コンプライアンス体制図

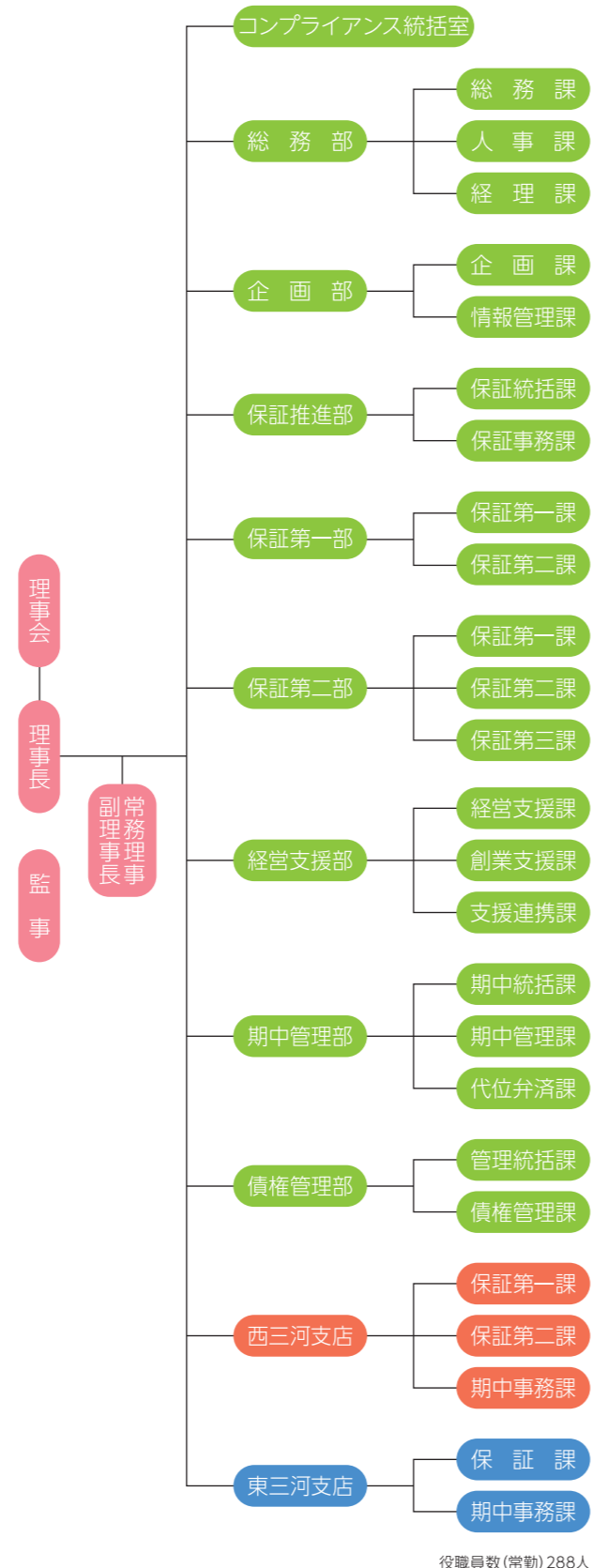


役員・機構図 (令和3年4月1日現在)

役員

理事長	石原君雄
副理事長	猪飼康司
常務理事	森口茂樹
常務理事	梶田直寛
常務理事	横井篤史
常務理事	服部克己
理事	伊藤浩行 愛知県経済産業局長
理事	兼松啓子 公益財団法人あいち産業振興機構理事長
理事	小出眞市 株式会社愛知銀行名誉会長
理事	小林秀夫 株式会社中京銀行取締役頭取
理事	佐藤淳 株式会社商工組合中央金庫 執行役員名古屋支店長 兼 熱田支店長
理事	鈴木雅博 愛知県町村会会長
理事	竹田知史 蒲郡信用金庫理事長
理事	田中秀明 岡崎信用金庫理事長
理事	富田英之 名古屋商工会議所中小企業委員会委員長
理事	中村昭彦 一般社団法人名古屋銀行協会会長
理事	新美文二 愛知県商工会連合会会長
理事	長谷川正己 愛知県中小企業団体中央会会長
理事	穂積亮次 愛知県市長会会長
理事	水野和郎 瀬戸信用金庫会長
監事(常勤)	梶原毅
監事	鈴木和明 士護
監事	田中豊 名古屋商工会議所常務理事

機構図



窓口

部署名	電話	ファックス	業務内容	担当区域	
総務部	総務課	052-454-0500	052-454-0351	庶務、文書、予算	
	人事課	052-454-0501	052-454-0352	人事、労務、研修	
	経理課	052-454-0502	052-454-0352	経理、損失補償	
企画部	企画課	052-454-0550	052-454-0354	企画、統計、広報、ダイレクトマーケティング	
	保証統括課	052-454-0510	052-454-0370	保証業務の統括	
保証推進部	保証事務課	052-454-0560	052-454-0356	申込書式の請求、保証債務残高照会	県内全区域
	保証第一課	052-454-0511	052-454-0360	保証審査	東区、北区、西区、中川区、中川区、港区、守山区
	保証第二課	052-454-0512	052-454-0361		千種区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、名東区、天白区
保証第二部	保証第一課	052-454-0531	052-454-0362	保証審査	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、清須市、弥富市、あま市、海部郡
	保証第二課	052-454-0532	052-454-0363		春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、北名古屋、丹羽郡、豊山町
	保証第三課	052-454-0541	052-454-0364		瀬戸市、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、知多郡、東郷町
経営支援部	経営支援課	052-454-0516	052-454-0372	経営支援、再生支援に関する業務	県内全区域
	創業支援課	052-454-0513	052-454-0375	創業予定のかたまたは創業後5年未満のかたに関する保証審査、条件変更	本店の担当区域
	支援連携課	052-454-0520	052-454-0368	中小企業支援機関との連携に関する業務	県内全区域
期中管理部	期中統括課	052-454-0561	052-454-0358	期中業務の統括、代表者変更・住所変更・合併等にかかる手続き	本店の担当区域
	期中管理課	052-454-0514	052-454-0358	条件変更、事故報告、返済緩和先の保証審査	本店の担当区域
	代位弁済課	052-454-0534	052-454-0366	代位弁済調査	県内全区域
債権管理部	管理統括課	052-454-0564	052-454-0369	管理業務の統括	県内全区域
	債権管理課	052-454-0535	052-454-0373	求償権の管理・回収	県内全区域
西三河支店	保証第一課	0564-25-2430	0564-25-1151	保証審査	岡崎市、碧南市、西尾市、高浜市、幸田町
	保証第二課	0564-25-2431	0564-25-1152		刈谷市、豊田市、安城市、知立市、みよし市
	期中事務課	0564-25-2432	0564-25-1153	条件変更、事故報告、返済緩和先の保証審査	西三河支店の担当区域
東三河支店	保証課	0532-57-5611	0532-57-5600	保証審査	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡
	期中事務課	0532-57-5626	0532-57-5620	条件変更、事故報告、返済緩和先の保証審査	東三河支店の担当区域

(注) 個人情報等に関する各種のお問い合わせについては、P.40~41をご覧ください。





中小企業のベストパートナー
AICHI GUARANTEE
愛知県信用保証協会
<https://www.cgc-aichi.or.jp/>

